

No.82

2016.4 vol.24

産廃振興財団NEWS

環境と産業の未来のために

—CONTENTS—

- G7エルマウ・サミットで取り上げられた「資源効率性」について
環境省地球環境審議官 小林 正明
- 我が国循環産業の国際展開支援について
環境省循環型社会推進室室長補佐 須賀 義徳
- 水俣条約を踏まえた水銀廃棄物の環境上適正な管理について
環境省産業廃棄物課 服部 麻友子
- 第22回全国担当者会議(2)
- 都道府県の産廃対策 [シリーズ第21回] 石川県
- 経営塾



公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

G7エルマウ・サミットで取り上げられた

「資源効率性」について



環境省 地球環境審議官

小林 正明

今、世界では、資源の消費に関する議論に注目が集まっています。世界人口が増加していることに加え、世界中でミドルクラスが増加していることで、特に新興国が中心となって、資源の消費がかつてないレベルにまで増加しており、それに伴う環境影響が懸念されております。その中でも、アジアは資源消費拡大の中心です。中国やインドが人口10億人を突破し、また、経済規模も、中国が米国に次ぎ世界第2位になったほか、インドやインドネシア、タイ、マレーシアなども急速に発展してきています。我々日本が昔経験したように、こうした人口増加や経済水準の向上は、資源の大量消費や資源の消費に係るさまざまなプロセスからの環境負荷の増加につながっています。また、これまでと違って、プラスチック等の難分解性の廃棄物や産業プロセスからの有害な廃棄物の発生に加え、廃棄物発生量の急増にもつながっています。例えば、UNEP-IETC(国際環境技術センター)が作成したGlobal Waste Management

Outlook(GWMO)では、今後15~20年のうちに、アフリカ及びアジア地域における低所得都市からの廃棄物発生は、2倍に増加すると予測しています。一方で、残念ながら、増加する産業廃棄物や都市ごみへの対応について、新興国・途上国では、制度的な面からも、技術的な面からも追いついていない状況です。

このような状況で、昨年6月に開催されたG7エルマウ・サミットでは、「資源効率性」が取り上げられました。G7(G8)レベルで、これほど資源循環や3Rに焦点が当たったのは、10年近く前の、2008年G8洞爺湖サミット以来です。議長国ドイツは環境問題に熱心であることが有名ですが、この資源効率性についても強い関心を有しております。また、このエルマウ・サミットで採択された首脳宣言の冒頭には、「天然資源の保護と効率的な利用は、持続可能な開発に不可欠である。我々は、産業の競争力、経済成長と雇用、並びに環境、

気候及び惑星の保護のために極めて重要と考える資源効率性の向上に努める。」とあります。また、同宣言の附属書においては、我々が何故資源効率性という問題に取り組まないといけないのか、という点について、20世紀の間に天然資源利用が一人当たりで2倍に増えたこと、GDPが1%増えるごとに、天然資源の利用は0.4%増えていること、産業に供給された天然資源の多くが、1年以内に廃棄物として自然環境に戻されていること、経済成長と天然資源利用との間の分断（デカップリング）は、2050年に更に高まる需要を克服するには不十分であることなどが述べられています。こうしたことから、この資源効率性という課題について、関係者は、廃棄物問題としてだけではなく、資源問題や経済・社会問題として捉え、経済成長や雇用確保という観点からも大きな期待を寄せていることが分かります。

こうした国際的な動向に対し、我が国では、世界に先駆けて、循環型社会の構築に向けたさまざまな取組を行ってきており、個別リサイクル法等の制度の下での廃棄物からの有用資源の回収、エコタウンや地域循環圏といった地域の関係者間の連携、市民と連携した3Rの推進、最近では東日本大震災の経験等を踏まえた災害廃棄物対策の推進など、世界をリードする取組も決して少なくありません。昨年G7議長国であるドイツが3回にわたって開催したG7アライアンス（注：エルマウ・サミットで立ち上げられた、関係者間でベストプラクティスを共有するフォーラム）ワークショップには、次期議長国として環境省担当官が参加をし、我が国の取組を世界に発信しました。また、本年我が国は、G7議長国としてこの流れを受け継ぎ、G7各国のほか、中国、インド、イン

ドネシア、OECD、UNEP-IRP（国際資源パネル）、UNEP-IETCなどの国際機関も招き、2月22日に国際協力をテーマにしたG7アライアンスワークショップを開催しました。エルマウ・サミットでレポートの作成を招請したOECDやUNEP-IRPにおける議論にも積極的に参画をしています。加えて、我が国の世界に誇る先進的な廃棄物処理・リサイクル技術や関連制度をアジアに展開すれば、アジアでの環境問題や資源問題の解決の一助になるとともに、我が国経済にとっても大きな利益となります。実際に日本は、インドネシアやベトナムをはじめとするアジア諸国で、廃棄物の適正な処理や3Rの推進を図るため、フイージビリティスタディや、焼却を含む廃棄物処理の制度やガイドラインの策定、廃棄物発電や有機性廃棄物からのメタン発酵などの技術的、財政的支援を展開してきています。アジア各国との国際協力や我が国循環産業の国際展開支援をいっそう進めていくとともに、アジア・太平洋3R推進フォーラム（本年は11月にアデレードにて開催予定）などの機会においても、資源効率性という観点からのアジア地域の政策的議論をリードしていくといったことも考えられます。環境省としても、資源効率性を重要な課題として捉え、引き続き積極的に対応して参りたいと考えています。

我が国循環産業の国際展開支援について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
循環型社会推進室 室長補佐

須賀 義徳

はじめに

アジア諸国は、これまで一部の経済発展が進んでいる国々を除き、廃棄物管理に係る取組があまり進んでいなかった。しかしながら、今、急速に拡大する都市部で発生する大量のごみの管理や、経済に伴い発展する産業活動から発生する廃棄物（有害廃棄物を含む。）の適正管理・リサイクルなどが求められるようになり、さまざまな取組が急速に進められている。一方、我が国は、廃棄物管理や資源循環に関し、長い歴史の中で築き上げてきた制度と、世界に誇る先進的な技術を有することから、こうしたアジア諸国の課題解決に向けた取組を支援することが可能である。アジアで急速に拡大する資源の消費拡大は、それに伴う環境影響や資源確保の問題が懸念されるが、これを機会に、我が国が積極的に支援し、アジア地域の循環型社会の実現につなげることで、環境影響の低減や資源需要の緩和だけでなく、我が国のための循環資源の確保や我が国循環産業のビジネスにつなげる絶好の機会となる。環境省では、平成23年度より、「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」（当初の事業名称は、「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」。）を実施するなど支援を行っており、本稿ではその概況を説明したい。

我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業

「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」では、平成23～27年度の5年間で、合計52件の事業の支援を行ってきた¹。本事業では、実際に海外展開の計画のある事業について行う実現可能性評価調査を対象に、毎年2～3月頃に事業の公募を行っている。応募された事業は、有識者による選定委員会において事業の選定を行った上で、環境省からの請負契約事業（平成28年度事業については、委託契約も行う予定。）という形で支援している。本事業の公募プロセスについては、これまで、対象事業をⅠ事業環境基礎調査、Ⅱ実現可能性調査、Ⅲ事業案件形成調査の3段階に分け、事業化の熟度に応じた3つの応募枠を設けたり、選定の際に自治体間連携を評価するようしたり、CO₂削減の取組をより厳格に評価するようになるなど、きめ細かな改定を行ってきた。加えて、事業実施に当たっても、定期的な報告会を設け、アジア諸国の事情に詳しい有識者からの助言を受けられるようしたり、海外展開先国で関係者を招待するなど、支援事業が円滑に事業化されるためのワークショップを開催したり（写真1）、事業者のワークショップに環境省も参画し、積極的にサポートするなど、きめ細かく我が国循環産業の

¹ 過去の各事業の内容や募集要領については、環境省HPを参照されたい。



写真1 平成28年3月にハノイ市にて行われたワークショップ
(ベトナムのほか、インドネシア、タイ、ミャンマーからの関係者も出席)

国際展開を支援してきたところである。平成28年度については、既に公募は終了したが、従来の「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」に加えて、エネルギー特会を活用し、「循環産業の国際展開に係る海外でのCO₂削減に向けた実証支援事業」においても、支援を行う予定である。

重層的なパートナーシップによる支援

こうした、環境省が進めている我が国循環産業の国際展開支援の大きな特徴の一つは、環境省が

廃棄物行政を所管していることを活かし、支援事業そのものを超えて、我が国関係者が一体となった、国、自治体、事業者、さまざまなレベルでの相手国との重層的パートナーシップを結び、海外展開に結び付けるという点である(図1)。このパートナーシップにおける役割分担は、国レベルでは、法令やガイドラインの整備等の分野、自治体レベルでは、廃棄物処理計画策定や処理システムの運営等の分野、事業者レベルでは、処理技術等の分野が想定される。こうした関係者が一体とな

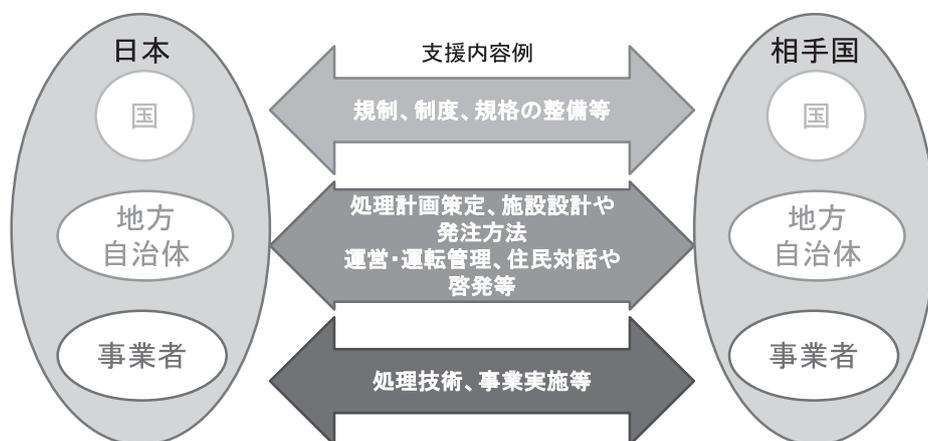


図1 環境省が推進する重層的なパートナーシップ

った支援によって、より効果的に途上国における廃棄物管理の導入を促すだけでなく、我が国公共機関が関わることによって、我が国から発信する情報がより信頼されるとともに、相手国公共機関との関係構築によって、今まで以上に海外展開のビジネスチャンスが広がることが期待される。

例えば、ベトナムでは、環境省からベトナム天然資源環境省にJICA長期専門家を派遣しているとともに、両省間で、環境政策対話を実施し、国レベルの定期的な対話や緊密な政策協力が行われている。これまで、環境保護法の改定を支援したほか、我が国関係者とも連携しながら都市ごみ焼却施設基準の策定支援を行った。現在は、我が国における家電リサイクル法や自動車リサイクル法などを一体としたような、廃製品の回収・処理(リサイクル)に関する通達の策定が行われており、この支援を行っているところである。また、昨年12月には、第2回日本・ベトナム環境政策対話が行われ、ベトナム国内で実施されている「我が国循環産業国際展開・育成事業」の下で実施されている事業の円滑な実施に向けた協力依頼等を行った。自治体レベルでは、例えば、ホーチミン市は大阪市と低炭素都市形成に向けた協力覚書を結んでおり、その中で廃棄物分野の協力も進められている。

3Rに関するハイレベル会合 (アジア太平洋3Rフォーラム)の活用

更に、環境省では、3Rに関する多国間協力も、我が国循環産業の国際展開の支援につなげていくよう努めているところである。中でもとりわけ、「アジア太平洋3R推進フォーラム」は重要な柱である。同フォーラムは、各国政府(閣僚級を含む)、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、NGO等の幅広い関係者参加する、アジア・太平洋地域における3R推進のための会合であり、我が国の提唱により平成21年に設立された。廃棄物管理や3Rに関する、このようなハイレベルかつ大規模な地域会合は他に例がなく、関係者が一堂に会す極めて貴重な機会となっている。この機会を活用して、フォーラムにおける発表やハイレベルのバイ会談を通じた、我が国の経験や技術についての発信や関係国との関係構築を積極的に行っているところである。また、毎回、我が国循環産業を中心とした民間企業等の展示会を併設しており、我が国からも出展企業担当者が会議に参加し、自身が有する技術やビジネスについて各国関係者に直接発信している(写真2)。

これまでのところ、環境省、国連地域開発センター(UNCRD)、ホスト国が共催し、1年おき、計6回の会合が開催され、前回会合は39か国、



写真2 第6回アジア・太平洋3R推進フォーラムにおける展示

300名超の参加を得て、マレ市(モルディブ)において開催された。次回会合は、本年11月2~4日にアデレード市(オーストラリア)で開催を予定している。加えて、第4回会合において「ハノイ3R宣言」を採択し、アジア太平洋地域における3Rの推進のために今後10年間で取り組むべき33項目の政策目標と各目標の達成状況を点検するための指標を定めた。更に、ハノイ3R宣言の下、本会合のネットワークを活用し、廃棄物管理や3Rに関する基礎的な情報の整備が遅れているアジア太平洋地域の情報整備に資するよう、「アジア太平洋3R白書」の取りまとめも進めているところである。こうした活動によって、各国が3R推進のために行うべき事項や必要となる情報が明確化されるとともに、政策立案者に対して施策の展開が強力に後押しされる。また、これを循環産業の国際展開につなげていくことが可能になる。

おわりに

以上、「我が国循環産業の戦略的国際展開・育

成事業」や関連する取組を概観した。環境省では、実現可能性調査の支援に始まり、二国間協力や多国間協力、自治体間協力等も戦略的に結び付け、我が国循環産業の国際展開を積極的に支援しているところである。昨年9月には、150を超える国の参加のもと、国連において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)が採択され、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のために2030年までに取り組むべき方向性が取りまとめられた。また、「資源効率性」や「循環経済」にも国際的な注目が集まっている。今後は、こうした国際的な動向を踏まえていくことも必要になる。何よりも、最も重要なプレイヤーである我が国循環産業の各事業者と緊密に連携し、その国際展開の支援を引き続き進めていくとともに、今後は、依然として障壁となっている課題を特定し、これまでの事業の成果も活用しながら更に効果的な支援体制を整備していきたい。



水俣条約を踏まえた 水銀廃棄物の環境上適正な管理について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
服部 麻友子

1. はじめに

平成27年2月、中央環境審議会より「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」が答申された。答申の中で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、廃棄物処理法¹施行令及び施行規則等の一部を改正することとし、パブリックコメント（意見募集期間：平成27年9月14日～10月13日）を経て、施行令の一部を改正する政令については平成27年11月、施行規則の一部を改正する省令等については同年12月に公布されたところである。

本稿では廃棄物処理法施行令等の改正内容及び答申を踏まえて実施している水銀使用製品廃棄物の回収に向けた環境省の取組について紹介する。

2. 廃棄物処理法施行令等の改正

2.1 水銀廃棄物に係る検討の経緯

平成25年10月の外交会議で採択された「水銀に関する水俣条約」（以下「水俣条約」という。）は、我が国を含む128か国が署名し、25か国が締結している（平成28年3月末現在。我が国は平成28年2月に締結。）²。水俣条約ではその締約国に対し、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう適当な措置をとることが求められている。

水俣条約を踏まえた水銀対策を検討するため、平成26年3月、中央環境審議会に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について」が諮問され、水銀廃棄物対策については、循環型社会部会の下で検討が進められ、平成27年2月に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について」が答申された³。

我が国における廃棄物の処理については、廃棄物処理法に基づき、収集、運搬、処分、保管等が行われることにより生活環境の保全が図られており、水銀を含む廃棄物を処理する場合も同法に基づき環境上適正な管理を行うこととされている。

このため、循環型社会部会では、現在有価で取引されているが、中長期的に廃棄物として取り扱う必要が生じる可能性がある金属水銀を適切に処理するための廃棄物処理法上の処理基準について、現時点で得られている知見を踏まえた検討が行われた。

答申の中では、廃金属水銀及びその化合物（以下「廃水銀等」という。）、水銀汚染物、水銀使用廃製品の3つの分類毎に水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方が示された。

2.2 廃棄物処理法施行令等の改正概要

答申の中で示された水銀廃棄物の環境上適正な処理の在り方を踏まえ、廃棄物処理法施行令等の

1 正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」

2 <http://www.mercuryconvention.org/Countries/tabid/3428/Default.aspx>

3 <http://www.env.go.jp/press/files/jp/26070.pdf>

一部を改正することとした^{4,5}。

【改正の概要】

(1) 廃水銀等のうち以下のもの及びその処理物について特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物への指定

一 廃：水銀使用製品廃棄物のうち一般廃棄物から回収した廃水銀

産 廃：特定の施設(※)から排出されるもの(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く)、廃水銀等が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物から回収した廃水銀

※特定の施設は以下のとおり

- 1 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
- 2 水銀使用製品の製造の用に供する施設
- 3 灯台の回転装置が備え付けられた施設
- 4 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
- 5 国又は地方公共団体の試験研究機関
- 6 大学及びその附属試験研究機関
- 7 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所

(2) (1)で指定された特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る処理基準の改正

- ① 収集運搬基準及び保管基準の追加(運搬容器に収納すること、保管時は容器に入れて密封すること等)
- ② 処分等の基準の追加(埋立処分前に硫化・

固化化すること等)

(3) 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等に係る処理基準の改正

- ① 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準及び保管基準の追加
- ② 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分等の基準の追加
- ③ 水銀使用製品産業廃棄物について、安定型最終処分場への埋立禁止の明確化

(4) 廃水銀等の硫化施設について、設置許可を要する産業廃棄物処理施設への追加等

【施行期日】

廃水銀等の特別管理廃棄物への指定並びにその収集運搬基準及び保管基準については水俣条約の発効日又は平成28年4月1日のいずれか早い日。廃水銀等の処分等の基準、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準並びに廃水銀等の硫化施設の産業廃棄物処理施設への追加等については平成29年10月1日。

3. 水銀使用製品廃棄物の回収

3.1 一般廃棄物の回収及び退蔵品の回収促進

答申を踏まえ、市町村等による水銀使用廃製品の分別収集の徹底・拡大を行うため、先進都市の事例を紹介した「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を作成するとともに、事例から得られた知見を留意点としてとりまとめた「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を作成し、平成27年12月に公表した⁶。

4 <http://www.env.go.jp/press/101621.html>

5 <http://www.env.go.jp/press/101851.html>

6 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

また、家庭で退蔵されている（使われなくなった）水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計について、平成26年度に薬局窓口及び市町村庁舎の窓口等での回収促進事業を2地域で実施し、その成果を踏まえ、平成27年度は全国15市において回収事業を実施した。

3.2 医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進

医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収を促進するため、日本医師会の御協力の下、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」案を作成し、平成27年9月～11月に全国5箇所で開催した「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収に関するセミナー」において紹介した。セミナーで頂いた御意見及び平成28年1月に静岡県医師会が実施した回収事業（環境省の回収促進事業として実施）の経験等を踏まえてマニュアルを最終化し公表した⁶。

3.3 退蔵されている歯科用水銀等及び水銀含有農薬の回収促進

日本歯科医師会と連携して歯科用水銀の回収を呼びかけるリーフレットの作成、全国農業協同組合連合会及び全国農薬協同組合と連携して水銀含有農薬の回収を呼びかけるリーフレット⁶を作成し、関係団体に対して歯科医療機関、農家、農薬販売店への周知を依頼したところである。

4. 今後の予定

廃棄物処理法施行令の改正において、平成29年10月1日より施行することとされた規定に係る省令等については、技術的な検討を行っているところであり、平成28年度中に改正案をとりまとめ、パブリックコメントを経た上で公布する予定である。退蔵されている水銀血圧計等への取組については、平成28年度より回収促進事業の全国展開を図る予定である。

東京都医師会の水銀血圧計等自主回収事業の取組

公益社団法人東京都医師会理事
橋本 雄幸

はじめに

東京都医師会は、平成24年度から毎年9月、東京都内の医療機関で退蔵されている廃水銀血圧計と廃水銀体温計の自主回収事業を実施している。

この間、平成25年10月には、熊本県で開催された国連の外交会議に於いて「水銀に関する水俣条約」が採択された。この条約は水銀の有害性に鑑み、水銀鉱山の閉山や水銀を含む製品（電池や血圧計・体温計、化粧品など）の製造禁止、水銀

輸出の禁止などを盛り込んだ厳しい内容になっている。この条約は、条約締結国が50ヶ国になった時点で発効するもので、わが国は平成28年2月に23番目の条約締結国となった。これからユーロ圏28ヶ国が一括して条約締結する予定であり、年内にこの条約は発効するものとされている。

国内では、水銀廃棄物対策に係る廃棄物処理法施行令・施行規則等の改正により、平成28年4月1日には廃水銀等の特別管理廃棄物指定、収集運

搬基準の追加、保管基準の追加が施行され、平成29年10月1日には処分方法が施行される予定で、今後ますます水銀等の取り扱いが厳しくなってくる。

自主回収事業実施の背景

東京都医師会が、廃水銀血圧計と廃水銀体温計の自主回収事業を実施する背景となったものは、平成22年度から東京都内清掃工場の焼却炉の緊急停止が相次ぎ、主因が水銀の混入によるものと判明したことに端を発している。

焼却炉が停止すると、炉内に付着した水銀の除去や、触媒・炉布交換・煙道清掃等で復旧作業の費用が億円単位でかかる可能性があるだけでなく、当該焼却炉が使えない間の廃棄物処理をどうするかなどの問題も出てくる。

では、その水銀はどこから排出されたものかが問題になるが、いまだ特定されていない。医療機

関が退蔵していた廃水銀血圧計や廃水銀体温計が、一般ごみとして廃棄されたのではないかとすることも、完全に否定できていない。

水銀血圧計には1台あたり約50g、水銀体温計には約0.7gの水銀が含まれており、蛍光管(約0.0072g)などその他の水銀含有物に比べて非常に多い。焼却炉が停止される水銀含有量基準(東京都基準)は、蛍光管だと2万本を一度に焼却する場合に出る量だが、水銀血圧計だとたった4個、体温計200個で出る量である。

自主回収事業の概要

東京都医師会では、このような背景をもとに検討した結果、健康を害する有害物を使用した器具を扱う以上、その器具の廃棄には当然ながら厳重な排出者責任があるという認識に立ち、社会的責務を果たす為に、会をあげて取り組むこととした。

そこで、廃水銀血圧計や廃水銀体温計の廃棄処

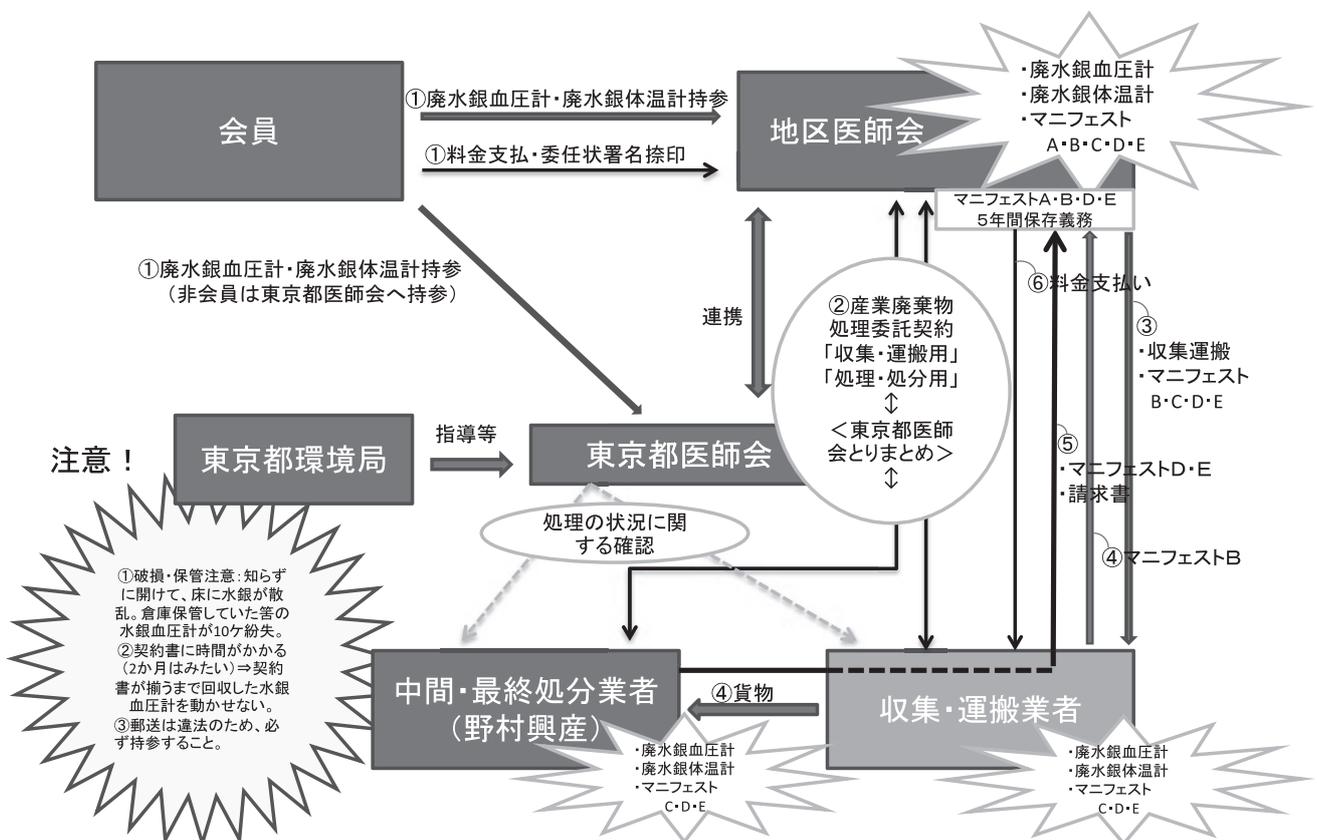


図 自主回収事業

理が、日常の医療廃棄物処理とは異なる事務手続き(収集運搬業者や最終処分業者との契約書等)が必要となることや、高い処理料金への対応も考えて、各医療機関が処分しやすくなる事業展開を企画した。

具体的には、事務手続きは医療機関に代わって地区医師会が一括して行い、医療機関からは廃水銀体温計や廃水銀血圧計を、所属する地区医師会事務局(全部で46地区)へ期間内(毎年9月中)に直接持参してもらうことにした。そして期間内に集中的に大量に回収し、まとめて廃棄することで、費用を低廉化した。

また、排出事業者に課せられている処理の状況に関する確認(現地調査など)は、東京都医師会が代表して毎年行うこととした。

自主回収事業の結果

自主回収事業の結果は下の表のとおり。

1医療機関から大量に排出される場合もあり、平成24年に水銀体温計471本を排出した病院や、平成25年に水銀血圧計108本を排出した診療所があった。

中でも、廃業した医療機関からの回収は、本事業の大きな成果の一つである。廃業した医師本人や遺族等から長年処分できずに困っていた、との声と一緒に寄せられた。

今後の展望

「今年はいつ回収するのか?」といった問い合わせが、よく入ってくる。聞いてみると、「昨年は



写真 解体後の水銀血圧計

まだ水銀血圧計を使っていたので出さなかったが、そろそろ処分しようと思うので今年も実施してほしい」というものや、「前は期間は過ぎてしまっていたので」とかの内容が多い。この事業が定着してきていると感じる。

一方で、平成25年からは、本会が公益社団法人になったことにより回収対象を非会員にも拡大したが、非会員からの排出はまだまだ少ない現状がある。

今年も、水俣条約の発効に伴い電子血圧計・電子体温計への移行に伴う水銀血圧計や水銀体温計の廃棄が進みやすくなることや、それに備えて環境省も当該事業を全国展開すべく各地で説明会を開催し終えていることもあり、本会としても、引き続き廃水銀血圧計・廃水銀体温計の自主回収事業を積極的に行う所存である。

表 自主回収事業の結果

	水銀血圧計	水銀体温計	水銀のみ	参加医療機関
平成24年	2,592本	4,378本	約3.7kg	1,241(含廃院21)
平成25年	1,557本	2,002本	約3.5kg	624(含廃院12)
平成26年	1,513本	1,438本	約2.2kg	590(含廃院 6)
平成27年	1,755本	846本	約1.9kg	584(含廃院 3)

回収の主な流れは以下のとおりです。

- ①都道府県医師会による回収事業実施のための事前アンケート調査、回収期間等計画策定
- ②医療機関が産業廃棄物の処理にかかる契約締結権限を郡市区医師会に委任
- ③医療機関が水銀血圧計等を郡市区医師会に持参、処分費の支払い
- ④郡市区医師会と収集運搬・処分業者が契約を締結
- ⑤収集運搬・処分業者により水銀血圧計等を回収・処分

マニュアルには事業実施主体となる都道府県医師会及び回収拠点となる郡市区医師会が実施する作業手順が細かく記載されています。また、水銀血圧計等産業廃棄物の排出事業者である各医療機関が行うことはマニュアル別紙「回収の案内【医療機関用】」に別途詳細な説明があるので、各医療機関は案内を参考に産業廃棄物を適正に処理することができます。

マニュアルでは、回収事業を効率的に実施するため、各医療機関が収集運搬・処分業者と直接契約を締結せず、排出事業者団体(回収拠点)である郡市区医師会に契約締結権限を委任することにより、委任を受けた郡市区医師会と両処理業者が処理委託契約を締結する方法(ただし、契約の当事者は、各医療機関と両処理業者)を示していますが、この方法は、契約締結に関する権限のみを委任するもので、あくまでも排出事業者は各医療機関であり、排出事業者責任が郡市区医師会に転嫁されるものではないことに留意が必要です。また、回収事業以外で感染性廃棄物を含む産業廃棄物を処理する際、排出事業者である各医療機関は、廃

棄物処理法に基づき収集運搬業者・処分業者それぞれと処理委託契約を締結する必要があります。

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際には、産業廃棄物処理業者に対して委託する産業廃棄物の種類、数量などを記入したマニフェスト(紙もしくは電子)を交付し、産業廃棄物処理業者から処理終了後にその旨を記載したマニフェストの写しを受けること等により、委託契約どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認する必要がありますが、回収事業では回収拠点である郡市区医師会が医療機関(排出事業者)からの依頼を受けてマニフェストの交付等の事務を行います。

電子マニフェストを使用する場合でも、集荷場所の提供者である郡市区医師会が医療機関(排出事業者)からの依頼を受けて、マニフェストの登録等の事務を行うことは可能です。詳細についてはお問い合わせは(公財)日本産業廃棄物処理振興センターで受け付けています(0800-800-9023[サポートセンター])。

マニュアルは別紙を含め、全て環境省のWEBサイトに掲載されています。収集運搬・処分業者についてのご質問は当財団企画調査部までご連絡ください。

・環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

水銀血圧計等回収事業は(公社)日本医師会のご理解・ご協力をいただいています。日本医師会の水銀医療廃棄物に関する取組みは以下に掲載されています。

・(公社)日本医師会 <http://www.med.or.jp/doctor/report/004137.html>

第22回全国担当者会議開催(2)

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

平成27年10月15日(木)、16日(金)の両日、京都府京都市のホテルグランヴィア京都において「平成27年度廃棄物処理センター等全国担当者会議」を開催しました。

前号(『産廃振興財団NEWS』No.81)では、開催概要および「不法投棄・不適正処理事案に係る支障除去等事業の取り組み」の発表について紹介しました。今号では、講演「措置命令と行政代執行の実務」と「JESCOにおける広域的なPCB廃棄物処理」の概要を紹介します。

講演

措置命令と行政代執行の実務

橋元綜合法律事務所 弁護士 鈴木道夫氏

今日は、「措置命令と行政代執行の実務」というタイトルでお話をさせていただきます。

本日の講演の主眼は、「措置命令及び行政代執行」とそれに密接に関連する「18条報告、立入検査、改善命令」について、その理論的な射程範囲をはっきりと認識するという点に置きたいと考えています。

それについて具体的検討に入る前に各行政処分的前提となる事実認定の話から簡単にはじめたいと思います(図1)。当然ながら、今日お話しする行政処分を行うには、各行政担当官の皆さんが

様々な供述やものの見方が錯綜する中で、正しい事実を認定して、行政処分の要件の該当性につ

いて判断することが出発点になります。

我々法律家の仕事も、その半分は事実認定であると言っても過言ではなく、法の適用の前提として、「過去に一体どういう事実があったのか」について、様々な証拠から事実を認定する作業を日々行っています。皆さんも証拠によって事実を認定



鈴木道夫氏

はじめに

事実認定のメカニズム

- ・動かし難い事実(公文書・私文書、金銭の流れ、利害関係のない第三者の供述で信用性が高いものなど)を基点とする「時系列表」を作成する。
- ・そのいくつかの事実から「経験則」を媒介にして「推認」する。
- ・人証は全体的にストーリーを伝えるという特性があるが、それに過度に依存した事実認定は行わない。

適正な行政処分のために重要なこと

- ・事実認定のメカニズムを理解し、必要にして十分な証拠の収集に努める。
- ・行政処分の「要件」「射程範囲」を正しく理解する。

図1 事実認定

し、行政処分の要件に該当するかを判断し、該当するということになれば、果敢に行政処分を行っていくわけですが、事実認定は、やみくもにやっても失敗することが多いのです。法律家が行う事実認定は、書証を中心とした「動かしがたい事実」を時系列表の中に点として置き、点と点を、通常こうであろうという「経験則」を媒介にして「推認」という作業を通じて一つの仮説を準備します。そういう固い事実認定を用意した上で、色々な関係者から話を聞き、仮説を「人証」で検証又は補強していくこととなります。人証というのは全体的なストーリーを伝えるという特性があり、その意味で重要ですが、逆にそれに最初から過度に依存した事実認定をすると、人の証言は、昨日と今日では全く違うこともあるため、事実認定が非常に揺らいで安定感を欠く結果になります。皆さんがきちんとした行政処分を行うためには、以上の事実認定のメカニズムを最初にきちんと押さえることが必要であると思います。裁判官も基本的には常にこういう視点で過去の事実を認定しています。

したがって、正確な事実認定のためには、必要にして十分な「動かしがたい事実」と言えるような証拠の収集に努めることが非常に重要ということになるわけです。その意味で、18条報告、19条立入検査は、皆さんに与えられた武器の中でも非

常に重要な位置を占めることとなります。報告徴収あるいは立入検査で「動かしがたい事実」を客観的に押さえて、事案の全体像を認識し、その上で関係者の話を聞いていくと、その話の誤謬や嘘もはっきりと認識できると思います。

それでは、18条報告から具体的に入っていきます。

図2、図3に示している「第1 報告徴収」は、いわゆる18条報告といわれているものです。まず皆さんに押さえておいてほしいのは、18条報告を求めることができる「対象者」が誰なのかという理論的枠組みです。排出事業者は、当然に報告徴収の対象者になります。「処理を業とする者・処

第1 報告徴収

- 対象：事業者、産廃処理業者・施設設置者
- 許可業者に限定する規定なし(無許可業者も可)
- 廃棄物の疑いのある物の処理業者等も可
- 報告徴収の対象として、「その他の関係者」(一定の場合の土地所有者・占有者、ブローカー、資金提供者)を改正法で追加
- 虚偽報告、報告拒否には罰則規定あり
- 報告拒否・虚偽報告には事業停止命令で対処
- 度重なる場合には、「情状が特に重い場合」として、業許可の取消しで対応

処理業の事業の停止及び許可の取消し

- (事業の全部又は一部の停止・法第14条の3:裁量的)
- (業の許可取消し・法第14条の3の2第1項:義務的)
- (業の許可の取消し・法第14条の3の2第2項:裁量的)

図2 報告徴収①

第1 報告徴収

- 1 事業の全部又は一部の停止・法第14条の3:裁量的**
 - ① 違反行為又は違反行為の「要求」「依頼」「唆し」「助け」
 - 違反行為とは？
 - 要求・依頼・唆し・助けとは？
 - ② 施設又は能力が基準に適合しなくなったとき
 - 能力の基準不適合とは？
 - 経理的基礎とは？
 - PL:直近3年度の損益平均値がプラス・
 - BS:自己資本比率が1割超
 - ③ 許可に付した条件に違反したとき
- 2 業の許可取消し・法第14条の3の2第1項:義務的**
 - ① 法第14条5項第2号イからヘに該当するに至ったとき(欠格要件)
 - ② 法第14条の3第1号で情状が特に重い場合
同規定による処分に違反した場合
 - ③ 不正の手段により許可又は変更の許可を受けたとき
- 3 業の許可の取消し・法第14条の3の2第2項:裁量的**
 - ① 法第14条の3第2号又は第3号に該当するとき

図3 報告徴収②

理施設の設置者」も報告徴収の対象者になります。その上で、ポイントの一つは、「廃棄物であることの疑いのある物(疑い物)の処理を業とする者」を含むという点です。廃棄物であるかどうかを断定できなくても「社会通念上廃棄物である可能性があると判断できる場合には、その物を疑い物として報告徴収を実施して構わない」というのが廃棄物処理法の擬律となっています。

廃棄物の定義については、ご承知のとおり、いわゆる「おから事件」の最高裁判例(最判平成11・3・10判時1672号156頁)で総合判断説を採用しておりますので、実務上は、総合判断説で固まっています。したがって、廃棄物該当性は、五つの要素(物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等)を総合的に判断して決するという方法論は固まっています。その上で、実務上の問題は、五つの要素のうち、占有者の意思の見取りに移ってきています。特にリサイクル偽装あるいは有価物偽装をしてきたときの証言にどのように立ち向かって廃棄物と認定するかということが実務の最大の課題となっているわけです。本日深入りはしませんが、占有者の意思は、決して占有者の言い分をそのまま考慮するというのではなく、客観的事実から見た「社会通念上合理的に認定できる占有者の意思」を考慮するということが重要です。その旨の通達が出ていますし、それを裏打ちする高裁判決も出されています。本当に占有者の意思が客観的事実から判断して、社会通念上リサイクルのためと言えるのか、有価物と言えるのかという観点から、他の要素も加味して、総合的に廃棄物性を判断していくという流れになります。そして、18条報告に戻れば、このような意味で、明確に廃棄物と認定できなくても「疑い物」であれば18条報告の対象になると述べているわけで、ここがまずポイントになります。

もう一つのポイントが、報告徴収は許可業者でなくても「無許可業者も含まれる」ということです。つまり、18条報告の対象者には、疑い物無許可業者も含まれるということで射程範囲を広げているわけです。

さらに違法行為に関与していると思われる者、これも「広く含む」ことになっています。条文上は、改正法で「その他関係者」という文言で範囲を広げていますが、廃棄物の不適正処理等の違法行為に関与している者、これを広く含むというところをきちんと押さえてほしいと思います。

それでは、18条報告を求めたが、報告を拒否された場合、あるいは、虚偽の報告をされた場合の効果はどうなるのでしょうか。

まず、刑事的効果ですが、法30条6号に基づいて罰金刑を課するという規定になっています。したがって、刑罰の裏打ちがあるわけですので、虚偽報告・報告拒否の場合、捜査機関と協議して厳正に対処する必要があります。行政処分の指針(以下「指針」といいます。)にもその旨記載されています。

次に行政的効果ですが、行政処分による対応が可能です。すなわち、報告拒否・虚偽報告は、14条の3第1号の「違反行為」に該当します。違反行為とは、廃棄物処理法違反あるいは同法に基づく処分に違反したことをいいますので、報告拒否や虚偽報告は、当然に「違反行為」に該当し、初めての違反であっても法律上は悪質性が高いということで、裁量的に事業停止命令で対処できます。数回重なるようであれば、「情状特に重い」ということで業許可を取り消すことになります。

立入検査に入りましょう。図4に示すとおり、疑い物、無許可業者を含む点は、18条報告に述べたところと同様です。また、改正法では、「その他の関係者」、「その他の場所」、「その他の物

第2 立入検査

- 対象:事業者、産廃処理業者の事務所処理施設のある土地・建物
- 許可業者に限定する規定なし(無許可業者も可)
- 廃棄物の疑いある物の処理業者等も可
- 当該都道府県に限られない(十分な協議は前提)
- 立入検査の対象として、「その他の関係者」、「車両、船舶その他の場所」を改正法で追加
- 立入拒否・妨害・忌避には罰則規定あり
- 立入検査の有効な活用(写真撮影は可。「帳簿書類」には、経理的基礎の判断資料となる会計書類を含む。)
- 「その他の物件」には、処理施設そのものも該当する。「検査」には掘削調査、ボーリング調査も含まれる。
- 抵抗を排除しての実施は不可、但し毅然とした対応は必要

図4 立入検査

件」という文言で立入検査の範囲について広い権限を与えています。

図3では、処理業の事業の停止及び許可取消しの要件を列挙しています。本日は、この点に深入りしませんが、このうち、「能力が基準に適合しなくなった」という要件に関連して、「経理的基礎」が問題になることがあります。その判断のためには、「貸借対照表、損益計算書」、「確定申告書」等が重要な書類になることはいうまでもありません。経理的基礎の判断の一つの基準として、自己資本比率10パーセント以上、3年以上の利益計上等が議論されることはご承知のとおりですが、立入検査では、経理的基礎の認定において重要な資料も多く入手することができます。また、「その他の物件」の中には、堰堤、遮水シートなどの処理施設そのものも含まれるというのが19条の解釈でありますし、検査自体にはボーリング検査、掘削調査も含まれ、目的達成のためには写真撮影も許されます。

立入検査拒否・妨害・忌避に対する効果はほぼ18条と同じです。刑罰の裏打ちがあります。違反行為に該当するので、事案によっては、1回の場合でも事業停止命令で対処できる権限が付与されます。度重なれば義務的取消しの対象になります。

以上のように、18条、19条で広く権限が付与されていることを利用して、早い段階から「動かしがたい事実」に関する資料を集めてもらいたいということが今日の導入で申し上げたいこととございます。

次に改善命令に少し触れておきたいと思います。

図5に示すとおり、「都道府県知事は処理基準又は保管基準が適用される者により、これに適合しない処理が行われた場合には、その適正な処理の実施を確保するため、事業者等に対し、期限を定めて、処理の方法の変更、その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる」というのが19条の3に規定する改善命令の概要です。

まず、対象者は誰かということになるわけですが、これは18条報告、19条立入検査と異なり、まず保管基準に適合しない保管あるいは処理基準に適合しない収集もしくは処分が行われた場合の排出事業者が改善命令の対象となります。また、その他に処理基準に適合しない処理が行われた場合の処理業者も改善命令の対象になります。ただ18条、19条では、無許可業者も含まれるのに対して、改善命令では許可業者に限定されます。

次に、改善命令とはどういうことを内容とするのか、条文上は必要な措置を命ずることができる

第3 改善命令

- 対象:処理基準が適用される者。事業者、許可業者に限定
- 処理基準または保管基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われた場合に都道府県知事が必要な措置を講ずべきことを命ずる。
- 状況に応じ当該産廃の処分をやり直す措置も含み得る。
- 命令書の送達(民事訴訟法第1編第5章第4節を類推適用)
- ①交付送達
- ②書留郵便に付する送達
- ③公示送達
- ①の交付送達:出会送達(送達名宛人への交付)、補充送達(補充送達受領資格者への交付)、差置送達に分類
- 補充送達受領資格者:就業場所以外は送達名宛人の従業員又は同居者、就業場所の場合は、送達名宛人の使用者、従業者等である。
- 出会送達以外の場合には、送達に関する証拠の保全に留意

図5 改善命令

と書いてあるだけです。処理基準または保管基準に適合しないものが行われた場合に必要な措置を講ずることができると書いてあるだけです、必要な措置の内容は、皆さんが事案ごとに判断されて改善命令の内容を形成していくとなるわけです。なお、これに関連して、処理施設に対する改善命令を違法として国家賠償請求を認めた名古屋地裁の裁判例(名古屋地判平成26・3・13判時2225号95頁)があります。状況に応じて場合によっては処分をやり直す措置も当然含むことになりますが、その場合で生活環境保全上の支障が生じている場合には措置命令によるべきであるということになります。そして、改善命令には、「期限」を具体的な日をもって指定することが必要になります。着手期限を定めることも必要になりますが、着手期限までに改善命令に示された行為が行われなかった場合には、そのことで改善命令の履行が社会通念上不能となると考え得る場合には、それ自体で直ちに改善命令違反と捉えて差し支えないと思います。改善命令を実施する場合には聴聞弁明の機会の付与の手続きは不要です。

基準違反については果敢に改善命令で対処することになりますが、さらに措置命令に踏み込まなければいけないケースも出てくることになります。

第4 措置命令(19条の5)

- ・処理基準又は保管基準に適合しない産業廃棄物の処理
 - ・生活環境の保全上の支障を生じ又は生ずるおそれがある
 - ・必要な限度において
 - ・支障の除去または発生の防止のために必要な措置
- 平成22年改正:処理基準に適合しない廃棄物の収集・運搬及び保管基準に適合しない産業廃棄物の保管の場合にも範囲を拡充

措置命令の対象者

- 1 当該処分を行った者
- 2 委託基準に適合しない委託を行った者
- 3 産業廃棄物管理票に係る義務に違反した者
- 4 上記の者に不適正処分・違反行為を要求、依頼、教唆、幫助した者

図6 措置命令①

措置命令の概要は、図6に示すとおりであり、「都道府県知事は、処理基準又は保管基準に適合しない産業廃棄物の処理が行われ、かつ、生活環境の保全上の支障が生じ又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度において、その支障の除去または発生の防止のために、必要な措置を講ずる」ことを命ずることができます。平成22年改正で処理基準に適合しない収集・運搬、保管基準に適合しない保管の場合にも措置命令の範囲を拡充していますので、ポイントとして押さえてください。しかも、これについては経過措置を設けていませんので、平成23年4月1日以前に行われた行為であっても、平成23年4月1日以降に「生活環境保全上の支障またはおそれ」が出れば、措置命令の対象になります。従来、平成22年改正までは、措置命令の対象が処理基準に適合しない処分が行われた場合に限定されていたところ、収集または運搬に伴う保管に際して生活環境保全上の支障が生ずる事例が多く見られ、不適正な処分を行いながらも、収集・運搬やそれに伴う保管等と強弁してなかなか措置命令を行えない事例が出たため、22年改正で措置命令の範囲を拡大しました。

措置命令の実務というところで、まず認識しなければいけない点は、誰を対象に措置命令を発することができるかという点だと思います。19条の5に基づく命令の対象者が複数いる場合には、措置命令を発する順番というのは特に定められていませんので、必ずしも、違法性が高い者、あるいは、実行行為者に対する措置命令を先行しなければならないわけではありません。これから述べる措置命令の対象者に該当する場合には、優先順位関係なく措置命令を発することができます。私は運営協議会の委員長として、あるいは産廃特措法の行政責任検証の委員として、多数の事案について、過去の行政処分の経緯を見てきましたが、措置命令に限って申し上げれば、措置命令の対象

第22回全国担当者会議(2)

第4 措置命令(法19条の5) (資料抜粋)

2 対象者

- (1) 保管、収集、運搬又は処分を行った者(法19条の5第1項1号)
 - ア 実際不適正処理を行った個人をいうこと
 - イ 名目的取締役も該当する場合があること
 - ウ 業務として行われた場合には法人自体も対象になること
- (2) 委託基準に適合しない収集、運搬又は処分が行われたときの委託をした者(法19条の5第1項2号)
- (3) 当該産業廃棄物(中間処理業者を含む)に係る産業廃棄物管理票について、法に違反した者
- (4) (1)から(3)に掲げる者が下請人(法21条の3第2項)である場合は元請人(同条第1項、元請人が処理を他人に委託していた場合を除く)
- (5) (1)から(4)に掲げる者に対し、不適正処分又は違反行為を要求、依頼、教唆、補助した者
 - ア 不法投棄を知らずながら低い料金で処理を委託する者、不法投棄のために土地を提供した者、不法投棄を斡旋、仲介するブローカー、無許可業者に対して資金提供した者、無許可業者に対して事業場まで廃棄物を運搬した者など、他人の不適正処理に関与した者が広く含まれる。
 - イ 「これらの者が当該処分等をするのを助けた者」という場合(補助の場合)、「当該処分等をする者」には、作爲だけでなく不作爲も含む概念であるので、例えば、処理状況を知りながら土地を購入して特段の理由なく違法状態を認容、放置して処理基準違反の状態を容易にし、又は継続した者も、これに該当する。

図7 措置命令②

者として不足があるのではないかと、もう少し対象者を広げて措置命令をかけることもできたのではないかというケースが間々あります。仮に措置命令の対象者を広げられれば、費用の求償についても多少なりとも、行政に資するところがあったのではないかと思うケースもありました。したがって、理論的にどこまでが措置命令の対象者となるかについて改めて確認しておくことは有用であると思います。図7に示すとおり、法律上は決して難しくはありません。措置命令の対象者は、まず、当該処分を行った者、それから委託基準に適合しない委託を行った排出業者、マニフェストに係る義務に違反した排出事業者、上記の者に不適正処分の違反行為を要求、依頼、唆し、助けをした者などになります。

問題は、「当該処分を行った者」の射程範囲がどこまで及ぶかという点です。保管・収集または処分を行った者と評価して、措置命令をかけられる者は誰なのかという解釈論上の問題です。まず当然ながら実際に不適正処理を行った個人が入ります。もちろん個人事業として処理業を行っている場合には、実行行為者とその背後の個人事業主が入ります。法人形態で処理業を営んでいる場合にも、実行行為をした個人が当該処分を行った者に入ることは言うまでもありませんが、法人形態の

場合には、不適正処理を指示した役員、不適正処理を知らずながら阻止する措置を講じなかった役員、それから取締役会が開かれていれば、取締役会の決議に際して賛成あるいは異議を唱えなかった役員、その他不適正処理への関与が認められる役員も「当該処分を行った者」に含まれます。ですから、皆さんがまずやらなければいけないのは、不適正処理が行われた時期が何時かを確定させた上で、少なくともそこまでの閉鎖登記簿を遡って取得して、当時から現在までの役員が誰だったのかを必ず確認しなければなりません。それは必須の作業です。そして、その役員がどのような形で不適正処理を指示していたのか、指示をしていた証拠がない場合、当然知り得るにもかかわらず適切な措置を講ずるのが経験則上通常なのに何もしてなかったというところまで認定できるかを問題にして、これらがクリアになれば、「当該処分を行った者」として検討するという段取りになります。したがって、不適正処理を行った時期とその当時の役員が誰だったかを確定し、通常役員であれば、不適正処理が行われていることを知らないわけがないという経験則から出発して、その経験則に反する事情が存在するかを事案ごとに考えていくというプロセスになります。

もちろん狡猾な人間は、敢えて役員登記をしていないケースもあります。実質的経営者、事実上の取締役といわれている背後で実質的に経営に支配を及ぼしている役員も多く存在するのが産廃業の一つの特色と言っても良いでしょう。そのような場合には、それが誰なのかということについて、色々な証拠を収集して、「実質上の経営者」に関する事実認定をしなければいけません。そして、仮に事実認定ができれば、その者も措置命令の対象者になります。

以上のとおり、措置命令の対象者となる「当該処分を行った者」には、実行行為者、法人形態で

営んでいる場合の役員が含まれ、役員は、形式的な登記の有無に関わらず、実質的な経営者も含むというところをポイントに考えて、その役員が不適正処理に関与しているかについて、事実認定を積み重ねていくということになります。

それから実務的にはなかなか難しいことは承知の上で申し上げますが、名目的取締役も措置命令の対象に該当する場合がありますと考えられます。閉鎖登記簿を追っていき一生懸命調べ、聞いてみると「いや、事実上名前を貸しただけで、ほとんど何をされているか知らない」と言って、登記には名前を連ねているけれども、ほとんど関与してないことを抗弁する人間が出てきます。実際にそれに近いような形でほとんど関与していなかったときに、名目上の取締役を対象者にするかどうか、ここはなかなか証拠の世界ですから難しいところもありますが、理論上は、役員に名前を連ねながら業務を一切任せきりにして業務執行に注意を払わない、その結果、不適正処理を見逃すに至った取締役だということで、悪意または重過失を認定でき、不適正処理との因果関係を肯定できる場合には、処分を行った者として、命令の対象者になると考えて良いと思います。なぜなら、取締役であることを認識しながら、名目的だということは本来許されないわけです。取締役に選任されている自覚があれば、取締役会を通じて業務を監督する義務がありますから、そのような義務がありながら、放置していたというところで、悪意または重過失を認定できるようなケースでは、この者も措置命令の対象として加えて良いかどうかを鋭意検討するということになります。

なお、法人の場合、法人それ自体も措置命令の対象になることは言うまでもありません。ですから、法人形態で不適正処理が行われて生活環境保全上の支障が出て措置命令を発出したいという場合、当然まず法人が対象になり、不適正処理当時

の役員、そして、実質的な経営者は誰かというところまで踏み込んで、事実認定をして、なおかつ名目上の取締役にいけないかという順に検討しながら、措置命令の範囲を考えることが皆さんの職務の内容になるわけです。過去の運営協議会の審査においては、以上の点の検証が十分だったかという点で、首を捻るケースもありましたので、措置命令の対象者の理論的範囲を共有するところから話をしました。

それからその他には委託基準に適合しない委託をしていた排出事業者、マニフェスト違反である排出事業者も措置命令の対象になります。この点は、実務上、費用求償のときに大きいです。行政責任検証では、「排出事業者に対する責任としてどのような点を検討しましたか」という質問が必ず出ます。その点に各委員の多くが関心を持っているわけです。そうすると「なかなか資料がありません。マニフェストは既になくなってしまし、どの排出事業者がこの不適正処理に関連しているかも分かりません」という回答がされることも多いわけです。そのため、排出事業者に一定の責任を取ってもらうことができないケースも多いです。法を遵守している多数の排出事業者に敬意を払わなければならないことは強調しても強調しすぎることはありませんが、問題は、他方で法の趣旨を全うしていない事業者もなお存在しているという事実です。不法投棄、不適正処理が発覚した際に、排出事業者の責任の所在につき、適正な判断ができるかどうかは、最初に述べた18条、19条を有効に活用しているかということにもつながっていくのです。行政指導に頼りすぎると、いざという時にそのような客観的証拠がない。不適正処理で廃棄物の山ができたときに、慌てて資料を探しても、当時のマニフェストがないので、排出事業者が誰かを把握できない。そうすると、排出事業者責任で、図7「2 対象者」の(2)(3)の該当性を検

第22回全国担当者会議(2)

討することもできない。措置命令の対象者として排出事業者を検討の対象にすらできないとなると、処分業者はほとんど資力がありませんから、費用求償が困難になるという結果になります。こういう悪循環の中で、昔は措置命令まで躊躇し、その結果、廃棄物の山がさらに大きくなるケースもあったたわけです。18条、19条の活用が、いかに重要かが分かりますが、ある程度早い段階から排出事業者が誰か把握していれば、(2)(3)の該当性についても判断できますし、仮に(2)(3)に該当するということまでの証拠はなく、(2)(3)で措置命令はかけられないが、一定程度の証拠があれば、任意の協力を求めて「一定の範囲で不適正処理の原状回復に協力してくれないか」という依頼の契機とすることはできます。そのような契機すらないという残念なケースも多いわけです。

それから重要なのは、図7の(5)で、(1)から(4)に掲げる者に対して要求、依頼、唆し、助けをした者、これも措置命令の対象になります。例えば、不法投棄を知らずながら低い料金で処理を委託している、不法投棄のために土地を提供している、それから不法投棄をあっせん仲介するブローカーが調査したら出てきた、無許可業者に対して資金を提供した者の存在も分かった、無許可業者に対して事業場まで廃棄物を運搬した者も分かった、というように、不適正処理を調べてくとその周りに多くの関与者の存在が明らかになります。その際、その人達に対して、措置命令をかけられないかは、幫助者に該当しないかという事実認定に尽きるわけですが、そのような形で広く措置命令の対象を増やせないかについても、皆さんが考えることだと思います。なお、助けるという場合作為は必ずしも必要ではありません。状況を知りながら何もしないという不作為も、状況によっては十分に幫助ということになります。幫助は不作為

を含む概念だと法律的に押さえておいてほしいと思います。したがって処理状況を知りながら、例えば土地を購入して、特段の理由もなく違法な状態を放置して処理基準違反の状態を容認した、あるいは継続したという者も、結局その人間は、作為はしていませんが、そういう一連の不作為で幫助を認定できる場合があります。

措置命令の対象者の次に問題となる二つ目のハードルは、生活環境保全上の支障の認定です(図8)。生活環境とは、常識的な意味で理解される生活環境のほか(これには当然に人間の健康の保護も含まれます)、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物もしくはその生育環境が含まれます。動植物が全て含まれるのではなく、人の生活に密接な関係のある動植物というところで線引きがあります。また、その生育環境も生活環境に含まれます。つまり、人間そのものに影響はなくても、例えば、対象場所の隣に果物畑があると、これは人の生活に有用な動植物に影響を与えることになり、生活環境保全上の支障またはそのおそれという要件を充足することになります。このように、一般的な人間の生活環境のほかに、人の生活に有用な動植物の生育環境も概念に含まれるという理論的枠組みを押し

第4 措置命令(19条の5)

生活環境とは？

- ・常識的な意味での生活環境(人の健康の保護も含む)
- ・人の生活に密接な関係のある財産又は動植物(人の生活に有用な動植物)若しくはその生育環境

支障のおそれとは？

- 支障の生ずる可能性ないし蓋然性
- 高度の蓋然性は不要

生活環境保全上の支障の具体例

- ・火災の発生、再出火の可能性、発煙箇所の存在
- ・廃棄物崩落の可能性、廃棄物の飛散流出の可能性
- ・斜面崩落の危険、法面の崩落
- ・悪臭の発生、メタンガス・硫化水素ガスの発生
- ・地下水汚染、土壌汚染、河川の水質汚濁、汚水の流出
- ・周辺農作物への影響

図8 措置命令③

さえてもらいたいと思います。そして、支障が現実的に生じているのではなくて、「おそれ」でいいと書いてあります。おそれとは何かと言うと、法律的に言えば、「危険」と同義です。要するに、支障の生ずる可能性ないし蓋然性がある状態をいいます。可能性、蓋然性も事実認定の問題ですが、必ず起きるといふ必然性は入りません。一定の生活環境に影響を与える可能性があるという事実認定ができれば、この要件は充たします。

それでは、ここで、平成20年度以降の運営協議会において「基金」の支援をした事業を簡易にまとめたものを例にして、これまで述べたことを簡単に振り返っておきたいと思います。まとめたポイントとしては、どんな廃棄物だったのか、生活環境保全上の支障のおそれをどのように認定をしたのか、その事案において措置命令の対象者を自治体の人がどこまで広げて考えたのか、どういう措置命令の内容だったのか、それに加えて行政代執行の内容はどうだったのか、そのような項目でまとめたものです。

措置命令の対象者ということで、当然、法人絡みで行われたケースがほとんどですから、法人自体がほとんどの場合で措置命令の対象者になっています。それから、当時の役員、現代表取締役も対象者になっています。前代表の場合も含まれているケースもあります。それから、土地の所有者、土地の提供者ということで、先に説明した幫助者という事実認定をして、その人に対して措置命令をかけた事案もあります。廃タイヤが一般道の横に山のように積み重なっていて、改善命令をかけかなり減りましたが、その後発火し、当然、通常の意味での生活環境の保全上支障が生じて、措置命令をかけていったケースで、当該土地を貸していた土地所有者も漫然とそれに対する措置を講じなかったという不作為を認定して、土地所有者に

対しても措置命令をかけた事案があります。このように土地所有者にまで措置命令の対象を広げられるにつき、非常に悩ましい事案が多い中、果敢にアタックした自治体もあったわけです。それから、やはり「黒幕」までに踏み込んでいるケースが出ています。形式的な役員だけでは背後にいる実質的経営者を措置命令の対象に加えられないという事例があります。それから、100名を超える排出事業者に対して全部照会をかけ、そのうち何社かについては任意の協力を求めて、そのうち7社に対しては、19条の5で措置命令をかけたという事案もあります。委託基準に適合していないのではないかということにつき、丹念に資料を集め、排出事業者7名に対して措置命令をかけ、措置命令をかけるに至らない場合でも100名を超える排出事業者に照会をして、任意の協力を求めているという事案です。

それから「支障」の認定ですが、火災の発生と、それから実際に火災が発生したケース、一旦は鎮火しているが、再出火の可能性や煙が出ている点に着目して支障を認定したケースがあります。このような場合には、支障の認定は必ずしも難しくはありません。我々の生活環境そのものに支障が生ずるおそれがありますので、火災事案であれば支障の認定は比較的容易かもしれません。そのほかには、廃棄物の崩落の可能性、廃棄物の飛散流出の可能性を生活環境保全上の支障の例にしているケースも多いです。このままの状態で放置すると、不適正処理の山から廃棄物が飛散流出し、周りにある田畑に影響を及ぼすとか、法面の傾斜が非常に急であり崩落の可能性があり、崩落すれば周りの土地に影響を及ぼすなどの場合に生活環境保全上の支障があるとしているケースもありました。それから悪臭が発生しているとか、メタンガスが発生しているなどの場合もありますが、これは容易に生活環境保全上の支障を認定できると思

第22回全国担当者会議(2)

います。悩むケースが多いのが、地下水汚染、河川の水質汚濁、土壌汚染などに関連するケースです。特に「水」に係るケースでは、不法投棄、不適正処理との因果関係をどのように立証するかが非常に難しいケースもあります。このあたりに、措置命令をかけるにあたっての自治体の苦勞が垣間見られます。

さて、そのような要件がある場合にも、措置命令は、必要な限度において命ずるということです。「支障」を認定した場合には、その支障を除去するのに必要な限度において措置命令が認められます。したがって、支障の認定は、措置命令の実務において非常に重要なポイントを占めるわけです。支障がないと措置命令はできませんが、支障をどのように捉えるかによって、措置命令の内容も決まってくるわけです。

「必要な限度」とは、支障を除去して発生予防するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講ずるよう命ずる必要があるということの意味をします。したがって、例えば全量撤去ではなく、遮水工事等によって支障を除去できるのであれば、まずはそのような措置を講じることになります。地域住民の皆さんは、自治体に全量撤去を要請してくるケースが多いと思います。しかし、全量撤去ではなく、ある程度必要な遮水工事等によって支障を除去できるのであれば、措置命令の範囲は、それに絞られてくることになります。繰り返しになりますが、生活環境保全上の支障の認定と具体的な措置というのが密接に関連していくことになります。

続いて、平成23年の最高裁で確定している福岡高裁の裁判例（福岡高判平成23・2・7判時2122号45頁）を簡単に紹介しておきましょう。措置命令をしなかったところ、住民から義務付け訴訟が出て、その義務付け訴訟が高裁で認容されたケースです。これは、A社が操業していた産業

廃棄物の処分場で処理基準に適合しない処分が行われ、「支障」があると、地域住民13名が、主位的には行政代執行の義務付けを求め、予備的には措置命令の義務付けを求めたといういわゆる非申請型の義務付け訴訟のケースです。安定型最終処分場でしたが、6年前から既に操業停止している状態です。この事件の争点は多岐に亘りますが、生活環境保全上の支障があるのかも重要な争点の一つになりました。また、義務付けを認定する場合の行政事件訴訟法37条の2にいう「重大な損害を生ずるおそれがあるか」というような点も争点になりました。原判決の福岡地裁は、住民側の敗訴です。福岡地裁の理屈は、本件処分場から放流水が流れていて、いわゆるBOD、CODあるいは浮遊物質量が排出基準を超過した状態だったというところで、その意味で生活環境保全上の支障はあるだろうと認定しました。ただBOD、CODであれば有機物による水質汚濁のおそれがあることにすぎず、地域住民の生命、身体、生活環境に著しい被害を生じるおそれがあるとは認められず、行政事件訴訟法の37条2にいう重大な損害が生じるおそれという要件を充足しないと、結論として、訴えを却下して住民側を敗訴させました。これに対して、福岡高裁の控訴審判決は、裁判の途中に現地に行き、処分場内の一地点を掘削して検証したところ、一地点から基準を大幅に上回る鉛が出たところを捉えて、最終的には「Xの居住地には上下水道が整備されておらず、井戸水が飲料水、生活水として利用されていることから、鉛で汚染された地下水が、地域住民を含む本件処分場の周辺住民の生命や健康に損害を生ずるおそれがあり、重大な損害を生ずるおそれの要件を充足する。」と判示して、措置命令の義務付け訴訟を認容して住民側を勝訴させました。

この裁判例は、「支障」の捉え方など、学ぶことは多いと思います。

第5 排出事業者への措置命令(19条の6)

排出事業者の意義

- ・ フジコー判決(東京高判平成5・10・28)
- ・ 廃棄物を排出する仕事を管理・支配
- ・ 事業から生ずる利益及び損失が帰属
- ・ 中間処理後:中間処理業者も排出事業者

要件論

- ・ 処分者等のみでは措置が困難か不十分
- ・ 排出事業者に措置を採らせるのが相当
- ・ 生活環境保全上の支障又はおそれ
- ・ 相当な範囲での命令

排出事業者に措置を採らせるのが相当とは?

- ・ 適正な対価を負担していない
- ・ 不適正処理を知り、又は知ることができた
- ・ 評価根拠事実(複数業者からの見積りの取得、残容量の確認、契約書の確認、現況確認、行政処分の確認などを総合的に判断する)

図9 排出事業者への措置命令

措置命令を語るときにやはり19条の6は避けられないと思います(図9)。19条の6は、19条の5ではなく、これとは別個に排出事業者に対する独自の措置命令を定めています。この規定を根拠に措置命令を出したケースは私の知る限りありません。しかし、私が敢えて紹介するのは、措置命令及び行政代執行、さらには費用の徴収という皆さんが行う実務の中で排出事業者との関わりは、避けて通ることはできず、その意味で19条の6を正しく理解することは、必ず、皆さんの実務に有意な結果をもたらすことになるはずだと思うからです。最終的に、19条の6という伝家の宝刀で抜くことはないにしても、この要件を充足すれば、廃棄物処理法上、措置命令は出せるという射程範囲をきちんと理解し、認識していることは、非常に有用であると私自身は思っております。

まず排出事業者の意義を書いてあります。排出事業者と一口に言っても、誰を排出事業者として考えるかは、事案によっては、非常に難しいことがあります。実務的には、いわゆるフジコー判決があり、排出事業者が誰かの判断基準は、当該事業者が当該廃棄物を排する仕事を支配管理しているか、それからの経済的利益が帰属しているかの2点です。廃棄物を排出する仕事を誰が支配管理し、その経済的利益は誰に帰属しているのかとい

う観点から廃棄物処理の規律を考えて排出事業者を決めるというのが、唯一の基準です。

さて、19条の6の要件論は、複雑なようで、それほど複雑ではありません。①処分者等のみでは措置を講ずることが困難か、講じても十分でないとき、②その排出事業者に支障除去等の措置を採らせるのが相当であるときの二つの要件を充足すれば、19条の6の措置命令はかけられます。

しかし、①、②の要件を充たす例示は、たくさん書いてあります。例示が示されているので、例示と同じ程度でなくてはいけないのかというところで要件充足のハードルが上がっているように見えます。しかし、少なくとも、条文の体裁としては、処分者等のみでは原状回復措置が困難であるか不十分な場合で、排出事業者に措置を取らせるのが相当だと事実認定ができれば、19条の6で排出事業者に措置命令をかけられるのです。もちろん、生活環境保全上の支障又はそのおそれ、相当の範囲での命令ということで、「範囲」は絞られます。いずれにしても、それが19条の6の条文の構造だという点は押さえてください。

まず、19条の6の要件の①の点を検討しましょう。条文はこう書いています。処分者等の資力、その他の事情から見て、処分者等のみによっては支障の除去の措置を講ずることが困難であるか、講じても十分でないときです。多数の排出事業者や処理事業者が関わっている事案において、この要件充足性をどのように考えるかですが、一連の行程が解明され、その行程の中での処分者等の資力では措置を講ずることは困難であることが客観的に認定できれば、この要件は充足します。指針にも同様の解釈が示されています。逆に言えば、命令には従わないが、処分者に資力があるようなケースではこの要件を充足しないこととなります。ですが、処分者に資力があるというケースの方がむしろ少ないのではないかと思います。もちろ

第22回全国担当者会議(2)

ん、その場合に全て排出事業者が措置命令の対象になるのは不合理ですので、対象者になるだけの相当性が必要であることは言うまでもありません。これが②の要件です。その例示として、19条の6は、適正な対価を負担していないとき、不適正処分が行われていたことを知っていたか、知らないことに過失があるときということを挙げています。適正な対価については、適正な料金をどのように措置するかという難しい問題がありますが、仮に適正な料金が措置できれば、約半分以下が目安になると言われています。また、不適正な処理が行われていることを知っている、すなわち「悪意」だった、あるいは、知らなかったとしても、知らないことに「過失」があるというような認定をできる間接事実又は評価根拠事実を収集できて、その認定に自信を持てる場合には、要件を充足するということになるわけです。なお、繰り返しますが、これらは、あくまでも例示でありまして、最終的には、措置を採らせることが適当であるとの判断ができるかどうかには尽きることになるわけです。ここでも、結局、証拠収集による事実認定の問題に収斂されていくわけです。その際、どういうポイントで間接事実なり評価根拠事実なりを集めたらいいかを、9の最後の行に書いています。適正な対価を負担していないことを例示で挙げているように、処理料金について排出事業者がどのようにアクセスして、どのように決めたかが、一つのポイントになります。処理料金の適正性を担保するために、複数の業者から相見積もりを取っていたのか、最終処分場の残余容量を確認したのか、委託契約書の細部まできちんと確認したのか、これまでの処理実績や現況を確認したのかなど、優良な排出事業者では当然のこととして履践しているような点を誠実に行っていたかが重要になります。それから、行政処分については一定の範囲で必ず公表しています。その範囲は様々ですが、い

ずれにせよ公表の状況を確認したのかどうか、その結果、改善命令が出ているという情報に接したのであれば、その履行状況を確認したのかというようなことも問題になるでしょう。このような措置を採らせるのが相当だと言えるような間接事実を集めて、19条の6の適用可能性を検討していくことになります。最終的に19条の6の伝家の宝刀を抜くかどうかは別ですが、19条の6の認定の際の間接事実の方向性を示しましたので、それをうまく実務に使っていただければと思います。

さて、そのような措置命令でも結局、措置命令が実行できないとなると、「生活環境保全上の支障の除去等の措置」ということで行政代執行に進むこととなります。行政代執行法は不履行を放置することが著しく公益に反することという要件がありますが、廃棄物処理法の場合には簡易迅速な手続きで代執行を行うために特例を設けており、不履行の放置が著しく公益に反するという要件は不要です。措置命令を出したけれども、措置命令に記載した期限までに措置を講じなかった、措置をしたけれども不十分だった、あるいは講じる見込みがないという場合には、行政代執行に進むことができることとなります。なお、処分者等を過失なく確知できない場合にも行政代執行が可能ですし、措置命令を命ずる暇がない場合にも緊急代執行ができます。運営協議会において「基金」の支援をした事業でも緊急代執行は、発火によって措置命令を発する暇がないとケースもありましたし、硫酸ピッチの案件で河川に硫酸ピッチが放置されたというケースもありました。このように「暇がない」というケースも実務上皆無ではありません。通常の流れでは、10に示してあるとおり、期限までに措置を講じない、あるいは措置が不十分だった場合には、行政代執行に進みます。

行政代執行に進む際には、どうしても費用の徴

第6 行政代執行(19条の8)

要件論

- ・ 期限までに
措置を講じない、措置が不十分、講ずる見込みなし
- ・ 過失なく処分者等を知ることができない
- ・ 命ずる「いとま」がない

行政代執行の範囲(措置命令との関係)

- ・ 不適正処理の原因者等に対して命じられる措置命令と公費を投入する行政代執行とは、執られる措置の内容には自ずと差異があり得る。

図10 行政代執行

収をどうするかについて考えざるを得ません。公費は使わざるを得ませんから、その回収が頭をよぎります。費用の徴収に関しては、行政代執行法の5条、6条が準用され、国税徴収法の例によって強制的に徴収ができ、差し押さえもできるわけですが、これはあくまでも行政代執行後のことです。行政代執行後に処分者等に求償しても、そのときには財産は散逸している、預金も押さえたが空であり、ほとんど費用が徴収できないということになります。そこが一つの問題であり、この点をどうやって改善していくかは一つの重要な政策課題です。自治体によっては、過去、果敢にアタックし、いわゆる民事上の事務管理に基づく費用償還請求権を被保全権利として民事保全を申立て、成功した盛岡のケース、岐阜のケースなどもあります。福岡のケースは、措置命令を経由しないで民事保全を申請したのですが、その場合には認められていません。財産が行政代執行前にあると分かっていたときには、場合によってはこの方法でチャレンジすることもあるわけです。いずれにしても、費用の徴収は永遠の課題の一つです。

そして、行政代執行の範囲ですが、措置命令と行政代執行では、おのずと差異があるのが一つの重要なポイントであると思います。措置命令を発出した事案で代執行をどこまで実施するかについ

ては、不適正処理された産業廃棄物の種類、数量、それからこれに起因する生活環境保全上の支障の程度などの事情を総合して、都道府県知事が適宜判断することになります。措置命令と行政代執行の範囲は決してイコールである必要はなく、目的が違うので当然に差異があるという点は認識しておいてください。措置命令の時点では全量撤去を求めながらも、行政代執行では、その目的に照らして整形覆土を行い、再利用するというところで行政代執行の範囲を決めることもあり得るわけです。

最後に、実務上のポイントを整理します(図11)。今日の講演の中で私が言いたかったことの第1は、行政処分の中核は、徹頭徹尾、事実認定であるということです。そして、事実認定の助けになるのは、「動かしがたい事実」をきちんとどれだけ把握しているかに尽きるわけです。そこで、改正法によって範囲が広がった18条、19条を積極的に活用して「動かしがたい事実」を収集し、適正な事実認定を常に心がけていく、これが最終的には一番皆さん助けになると思います。

第2に、そういう意味では過度に行政指導に依存しないということが非常に重要です。悪貨が良貨を駆逐する世界から、良貨が悪貨を駆逐する業界に構造転換するという大きな目標のためには、

最後に(実務上のポイント)

- 1 18条、19条を活用して適正な事実認定を常に心掛ける。
- 2 迅速な行政処分を心掛け、過度に行政指導に依存しない。
- 3 措置命令の対象者に漏れがないように留意する。
- 4 「支障」の認定は生活環境への因果関係を意識する。
- 5 措置命令時から費用求償への配慮を怠らない。
- 6 早い段階から排出事業者の委託状況に注意を払う。
- 7 行政代執行の適切な範囲を諸事情を総合して鋭意検討する。

図11 実務上のポイント

第22回全国担当者会議(2)

迅速な行政処分を心がけ、過度に行政指導に依存しないことが肝要です。

第3に、本日の講義のポイントから言いますと、措置命令を考える際には、対象者に漏れがないように留意するという事です。「当該処分を行った者」に措置命令をかけるときに安易に会社と社長だけでいいやとするわけにはいかず、費用徴収への影響も考慮して、なるべく措置命令の対象者に漏れがないかについて、徹底的に留意することが重要です。

第4に、その上で支障の認定で悩むケースが出てくるとは思いますが、そのときには生活環境というのが、通常の意味での人間の生活環境のほか、人間と密接に関係のある動植物の生育環境を含むことを押さえた上で、かつ、支障が現実には生じている場合だけではなく、蓋然性で足りることを押さえ、さらにそのような生活環境への因果関係を意識し、事実的因果の流れをしっかりと固めることが必要です。

第5に、措置命令及び行政代執行の実務というところでは、背後にいつも費用求償の問題を抱えています。ですから、早い時点から費用求償への配慮を怠らないことを実務上のポイントとして挙げたいと思います。

第6に、そのためには、早い段階から排出事業者の委託状況に注意を払うということが必須とい

うことになると思います。実際に不適正処理が招来したときに、その時点で排出事業者が誰かを把握しようとしても、そのときには証拠は散逸してしまっているかもしれません。したがって、ある程度早い段階から排出事業者の委託状況に注意を払いながら情報を取ることで、有事の際には、排出業者への任意の協力を求めることができ、それが場合によっては、費用の削減につながることもあるわけです。

第7に、最終的には行政代執行を行う場合にも措置命令との間で範囲を連動することは、必ずしも必要ありませんので、適切な範囲を、事情を総合して科学的視点を加味して検討することになります。

平成20年度以降の運営協議会において「基金」の支援をした事例に絞っても、以上のポイントをきちんと守っていればより楽になったはずであるという印象を受けたケースもありました。

私がいつも言うことですが、廃棄物処理法のスキームからして、廃棄物処理法の主役は、各自治体の担当者の皆さんです。皆さんが適切な行政処分を実行していくことが、我が国の生活環境の保全に直結するという法体系になっています。皆さんの業務にとって、今日のお話が少しでも参考になれば幸いです。

JESCOにおける広域的なPCB廃棄物処理

中間貯蔵・環境安全事業(株)取締役 由田秀人氏

PCBの関係の話を都道府県、市の関係の担当の皆さんの前でごあいさつさせていただく機会を与えていただきましたことを、大変感謝申し上げます。また、平素からPCB事業を盛り上げていただき、その処理にまい進することにご尽力いただいております都道府県、市の皆さまにも感謝を申し上げたいと思います。とりわけ今日も、ご出席されていますが、北九州市、大阪市、豊田市、東京都、室蘭市の皆さまには、この5ヶ所にPCBの処理場を立地させていただいております。立地の時から大変ご尽力をいただき、現在もこの施設を守りながら、JESCOでのPCB処理の手伝いをしていただいておりますことを、感謝申し上げます。

皆さん方、ご承知のとおり、PCBは、典型的な人工的に作り出した化学物質、夢のような化学物質だった訳であります。直近ではないですが、日本がG7という言葉はまだなく、G5やG4と言っていた先進国の中に仲間入りしたというのは、随分前のことです。東京オリンピックが間もなく開催されることになっておりますが、以前の東京オリンピックの時、東京大阪間を新幹線ひかり号を3時間で走らせ、日本はこの頃をもって、いわゆる科学技術大国、立国ということでアメリカ、ドイツ、イギリス、フランスと並び、大先進国であることを世界に確たるものを示させた訳であります。この新幹線ひかり号、PCBを使った車載型のトランスを積みまして、あっという間に世界を驚かせた訳です。PCBは、我が国を急速に先進国に持ち上げることに、大変大きな貢献をしましたが、カネミ油症事件を起こしました。カネミ

油症事件は、九州地方、台湾と2ヶ所で大きな事件になりました。

PCBは、人間が人工的に作

り出し有益だと思われた化学物質で、我々は食品中毒や環境汚染といった危機に遭遇をした訳であります。このPCB、国際的にも有名で、現在はPOPs条約のPOPs(残留性有機汚染物質)の代表例としてPCBが語られますし、POPs条約の中でもPCBのみが、条約で処理を国際的に約束しています。これらの禁止は、昭和48、49年に当時の経済産業省の指導、あるいはPCBの製造、輸入を禁止しようという目的で作られた法律、化学物質審査法です。その後30年間、処理ができませんでした。例外があります。熱媒体に使われた油は、兵庫県の高砂市鐘淵化学と三重県の四日市市、現在の三菱化学、三菱モンサントであります。ここに回収されました。兵庫のものに関しては、平成になる直前、高温熱分解処理がなされました。当時の兵庫県高砂市民を二分する大変な緊張感の中で処理を実現した訳ですが、これも全体から見ると一部であります。四日市のもの、1,000トンほどありましたけども、これもJESCOの立地に併せ、四日市でプラズマを使って処理をしていただきました。このように、本体のトランス、コンデンサが大半を占めている訳ですが、30年間どこにも立地ができず、結局処理ができない不明、紛失ということで、当時調べら



由田秀人氏

第22回全国担当者会議(2)

れたものでは1万1,000台ほどの不明、紛失の事態を迎え、関係の皆さんと共に緊張しながら考えておりました時、ちょうど環境省ができた頃であります。省庁再編で廃棄物行政は、厚生省が所管しておりましたが、環境省が作られる頃に、先ほど申し上げました北九州市、大阪市、豊田市、東京都、室蘭市に地元での立地をご尽力いただくことになり、PCBの処理は始められた訳であります。この立地がどれだけ困難かということは、恐らく都道府県、市の担当の方であれば、言わずもがなのことだと思います。そういう意味でPCBの処理と言いますのは、地元の関係者に今も大変なご苦勞をしていただきながら、その処理をJESCOが進めているという状況であります(図1)。

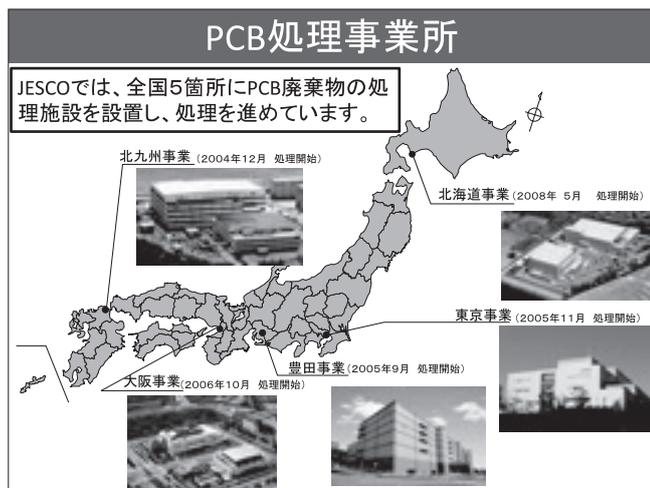


図1

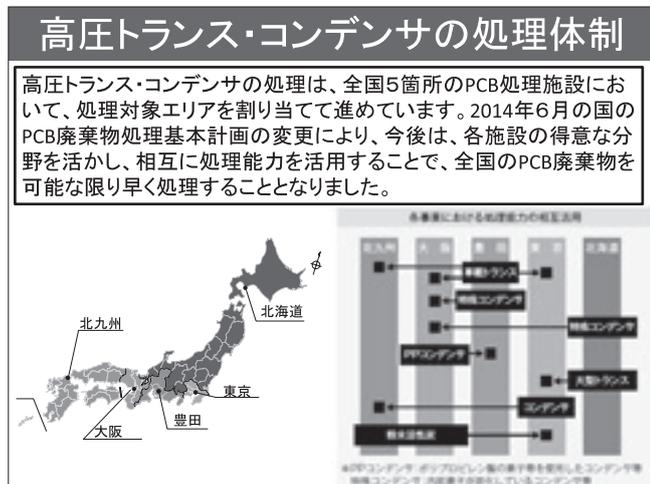


図2

PCB特別措置法が、PCBの処理を進めていく上で期限を区切り、国が基本計画を作り、それに従っています。当初は環境事業団、現在はJESCOという特殊会社がこれを担当させていただいておりますが、やはり地元5ヶ所の自治体の皆さん、あるいは地域住民の皆さんの非常に肩にかかった緊張する思い、精神的なご負担をかけながら、処理が進んでいることをご理解いただければと思います。JESCOは、環境省のPCBの処理実施機関のようなものです。私は、兵庫県庁から厚生省、環境省にまで移らせていただきましたが、自治体の皆さんに大変お世話になりまして、立地させていただくというある意味での名誉に浴させていただきました。本当にそのことに関しましては、現在も感謝をし続けているものです。ただ地元の方のご負担は本当に大変だということは、常に思っております。

図2の5ヶ所それぞれで、世界で初めてとなるPCBの処理のやり方をしております。どうところが世界で初めてかと申し上げますと、欧米先進国ではPCBは焼却処理をしてきましたが、日本では焼却処理はなかなか地域の方々の理解が得られず、化学処理をしています。ここまでのくぐり多くの方がご理解されていると思います。化学処理をする時の卒業基準が0.5という大変厳しい設定をして、地元の方にご理解をいただいています。こういう状況も十分ご理解いただいているところでありますが、実はそのPCB、もともと廃棄物はNIMBY(ノットインマイバックヤード) シンドロームというぐらい、どこかに運んで来られるだけで、その人が嫌がるもの、市町村の中から出てくるごみの焼却炉でも嫌がられる訳です。それが県に1ヶ所と、今日も処理センターのお話があったと思いますが、立地は難しくなります。それがPCBの場合は、典型的な有害廃棄物であり、かつ、これだけ広いエリアから持つ

第22回全国担当者会議(2)

てくるということは、どれぐらい立地が難しいかというのは想像していただくとお分かりだろうと思います。特に難しいということに加えて、実は欧米先進国のトランス、コンデンサの処理と言いますのは、まず油を抜く、抜油と言いますが、この油を抜くというところがあります。抜きますと中が空になりますから、これを粗解体と言いまして、切断をすることになります。そうすると空気とトランス、コンデンサの内部が触れることになります。そこで実は揮発をして参ります。これがPCBの最も重要なポイントだろうと思います。PCB自体に毒性があって環境中にも良くないし、分解しにくいと多く語られている特徴に加え、これが揮発をします。どれぐらい揮発するかということは、現在も研究者が研究されていますが、揮発していることは間違いありません。POPs条約の第1条には、POPs、代表例はPCBですが、これには広域大気移動性、広域水移動性があると記されています。広域水移動性というのは、生物濃縮をしながら海域を移動していくというものです。影響の大きなほうは大気移動性です。今ではグラスホッパー現象と言われて、大変有名ではあります。日本の位置から言いますと、暑い時期になると上まで揮発をしてしまい、寒い時期になるとこれが落ちてくる、落ちてきたものが、また暖かくなるとさらに揮発して、地球を跳ねながら北極まで行ってしまう現象のことであります。欧米のPCBの処理は、1980年代の後半くらいを中心になされています。その時にトランス、コンデンサなどはオープンスペースで解体しておりますから、これが飛んでいるというふうに想定されております。PCBとかダイオキシンの発生源がない北極地方のあざらしや白熊が汚染をされているということを見つけたのは、北欧の学者の皆さんであります。まったく曝露元のない地域でこんなにダイオキシン値が高い、おかし

いということで、イヌイットの方々の体内も計ったところ、ダイオキシン、PCBに曝露されている環境にある欧米先進国や日本人の大体3倍の濃度をイヌイットの人たちが持っているという結果になりました。どうやら、今言いましたグラスホッパー現象のようなもので、大気を移動して北極に集まってきたということであり、POPs条約は、1990年代の初めに発見され、学者の間の議論になっていき、政府間の議論になっていったということです。2000年になり、ちょうど我が国がPCBの処理を何とかしなくちゃいけないということで5ヶ所の地域にお願いをし、お引き受けいただくという大変なご負担をおかけしましたが、その時にPOPs条約ができました。そうしますと、少なからず揮発するということが分かっておりますから、JESCOの5ヶ所の施設を見ていただくとお分かりとは思いますが、建物の中に全ての装置を収めてあります。建物の外に出ないように、二重三重のバリアーをはり、揮発してくるPCBなどを外に出さないことを確実にする処理施設を作っております。つまり外へ一切出さない、ここまでは当初分かっておりまして、何とか出さないようにするセーフティーネット、フェイルセーフソフトというシステムを中で作っております。最も重要なのは揮発するということであり、その建物の中で、ここまでは揮発する、従って作業はできるであろう、というふうに想定して、JESCOの5ヶ所での仕事は始められようとなりました。最初に機械を動かしてトランスを切ったところが、北九州であります。北九州は1期施設と2期施設とに分かれております。大変地元の方々にご心配もかけ、ご無理を言いながら立地をさせていただきましたが、まずは北九州市のトランス、コンデンサを処理して、おおむね処理ができたところで環境省が確認をし、その上で中四国九州のトランス、コンデンサの処理を始めるというシナリオで、

第22回全国担当者会議(2)

まず1期施設というのを作らせてもらいました。処理を始めてみますと、ものすごい揮発量です。作業員は、普通の状態で中に入って仕事をするのができないという状態に遭遇しています。もはや揮発との戦いです。今、私どもの組織は中間貯蔵・環境安全事業ということで中間貯蔵施設、PCB事業と二つあります。福島県の中間貯蔵施設は、防護服を着た姿がよくテレビで出てきますが、JESCOのPCB処理場の中でも、今も高濃度のところを扱っている部分は防護服を着ながら作業しております。JESCOから出てくる2次廃棄物のほとんどは、防護服と、揮発してきたものを建物の外へ出さないための活性炭、この二つです。防護服を着ただけでも、あまり長くられないという状況が生じ、北九州の1期事業で最初にトランスを処理しようと仕掛けても、うまくいきません。人が入れない。そういう事態に当初、遭遇しました。それから何とか揮発を抑える工夫ができないだろうかということと、防護服を着て何時間ぐらいいられるだろうかということ、いろんな工夫をその後していきました。何とか北九州事業1期施設にて市内PCBの半分くらいを処理し、これでほぼ処理できるということで、1期事業を乗り越えつつあった訳ではありますが、その1期事業で戦っている間に、豊田の施設、東京の施設も同じようにやはり揮発の戦いになった訳であります。同時期に大阪施設を作らせてもらいましたから、ここも同じようになりました。北海道はやや時期が遅れましたので、あらゆる対策を総合的に中に組み込むことができ、それほどではなかったのですが、北九州、大阪、豊田、東京、というのは、いわゆる揮発との戦いだったというのが、JESCOの前半ずっと悩み続けてきた問題であります。

このデータは、労働者全ての血液中のPCB濃度を測りまして、全て管理しております。JESCOではご本人のデータだけではなくて血液そのもの

も保存を致しております。血中PCB濃度というのを、PCBを処理できるかどうか、作業を進めて良いかという判断基準に致しており、処理に携わる人自身がまずは自分で血液を調べながら、かなり過酷な状況にあるということは、ぜひとも各県の皆さまがたにはご理解いただきたいと思いません。また、これらは北極圏にたまっており、またぐるぐると地球を回って、そう簡単に分解は致しません。生物系と大気中、水中をぐるぐる回っています。だから日本はまず外へ出さないことを世界で初めての試みとしてやっております。これが日本の環境省の仕事だというふうに、皆さん方と一緒にやっている仕事だと、ぜひともご理解をいただけたらと思います。大変過酷な仕事ではありますが、必ずやらなくてはいけない仕事です。それもそういう過酷な状態で、さらに期限を区切っております。PCB特別措置法に基づきます処理期限、2019年までの15年間で全部やるから何とか作らせてくださいと、5ヶ所の地元の方々や自治体の皆さんに本当にお願ひし、臨んできました。が、先ほど言いましたように、いかんともしがたい過酷な状況に置かれ、15年間で処理するというのは不可能というのが、しばらくしてからの答えでありました(図3)。施設はもうこの5ヶ所しかございません。何とか地元の皆さんがたに、い

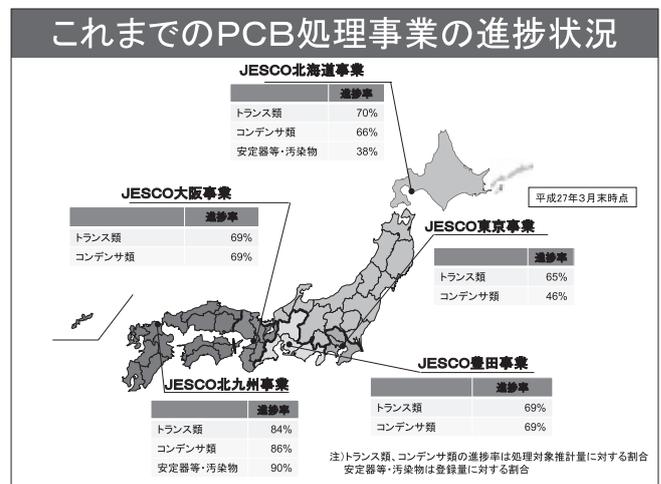


図3

まひとつ合意をいただき、期限を延ばさせていただきたいという申し出をさせていただきました。いろいろなお願いの仕方をしましたが、最後は環境省からきちっとした文章をもちまして自治体の皆さん方をお願いをしました。図4の実線で示している間が、計画的処理期限です。通常のものはずこまでにやります。点線のところが、事業を終了する準備をする期間であります。これまで処理が難しくてもどうにもならなかったものを、それまでに処理方法を見つけて処理しますとか、突然探していたら出てきたものですか、そういうことだけは、少し、いまひとつ実線の期間を過ぎても、処理をさせていただきますねとお願いをし、終わればとにかく撤去することで、環境省がこの期間でJESCOはやめますということを宣言することによって、地元の皆さんにやっと受け入れていただいたというのが、この点線の処理期限です。従いまして、この処理期限には何が何でも処理をしなくてはならないということです。さらに、この北九州と北海道室蘭には安定器などの汚染物を2ヶ所で引き受けてもらうということもお願いを致しました。それからJESCOとして、効率を上げるために事業所で、エリアを越えて移動をさせ、処理が少しでもスピードアップするものはやらせてもらいます、ということをお願いしながら、1

日でも早く処理をするので、この期限まで何とか、この期間まで延ばしてくださいということで、ぎりぎり延長させていただいた期限です。とにかく何としてもこれで終わるといことです。

図5にありますように、JESCOのPCBの処理は、16年17年18年という辺り、北九州の第1期施設から始まり、東京、豊田と、いわゆる揮発との戦いが続きました。本当に一生懸命やるのですが、作業員にPCBが汚染されるという問題でありますから、軽い問題ではありません。そういうことをしながら22年度ぐらいまで来まして、21、22年ぐらいから徐々に普通のスピード、これぐらいのスピードでならということ、我々もぎりぎりのところを事業としてやっております。どんどん増えてきているように見えておりますが、現在、恐らく昨年度今年度ぐらいが、一番処理が多くできている状態だろうと思っております。安定器に関しましては、処理場、北九州と室蘭に作りましたが、少し遅れておりますので、ちょうど一番右側のところぐらいが継続していくと、こういうことになると思います。これまでのPCBの進捗状況は、50パーセントはどこも超えている状況ですので、それなりに進捗をしていますし、北九州ではかなりのところまで処理も進んでおります。しかし、先ほど言いましたように、期限

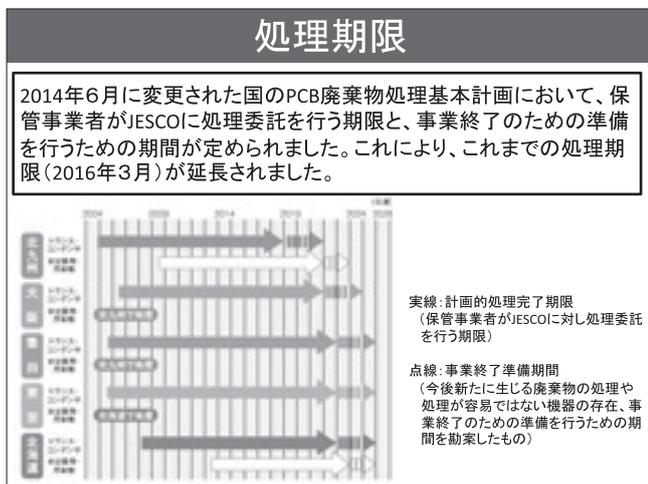


図4

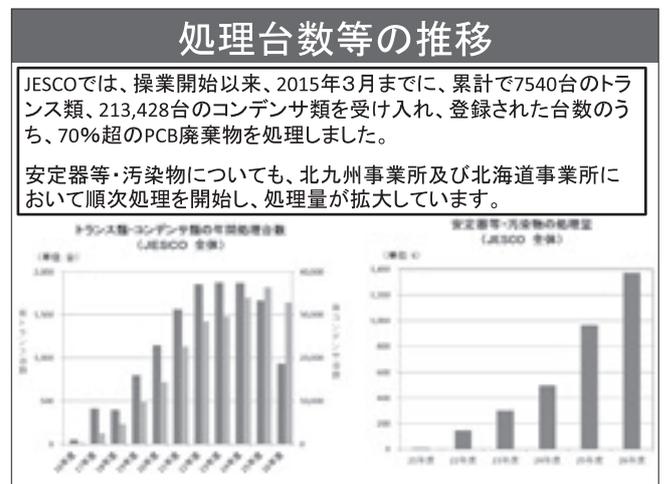


図5

第22回全国担当者会議(2)

処理施設の安全対策

JESCOでは、施設外にPCBを絶対に漏洩させないよう、多重の防護措置によって施設の安全性を確保しています。

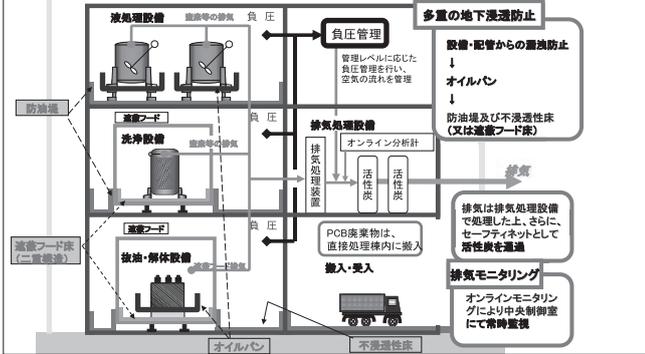


図6

は後ろを切っております。従いまして、これを何としても処理をしなければいけない。二重三重の建物の中に入れて揮発してくること、それから作業員に対する安全と住民に対する安全、こういうことも加えまして、大変重い装備をしております(図6)。これがPCB曝露対策の一つであります。建物の中にさらにまた構造物を作りまして、その外から作業をするというPCBの揮発に対する対策であります。それから防護服、先ほど申しあげましたけれども、ダイオキシンは目や口や鼻から入ってきますけども、PCBは全身の毛穴から入ってきます。そこがダイオキシンとPCBがよく似ているようで違うところがあります。こういう防護服であります(図7)。これが先ほど申し上げ

作業員のPCB曝露対策

JESCOでは、作業員の健康管理の一環として、作業員の血中PCB濃度を定期的に測定しています。作業環境改善・作業管理の徹底を通じ、2011年度以降は、全作業員において、疫学調査に基づいて設定された許容値(25ng/g・血液)未滿となっております。相対的に血中PCB濃度が高い作業員は、曝露が少ない作業員への配置換え等を行っています。

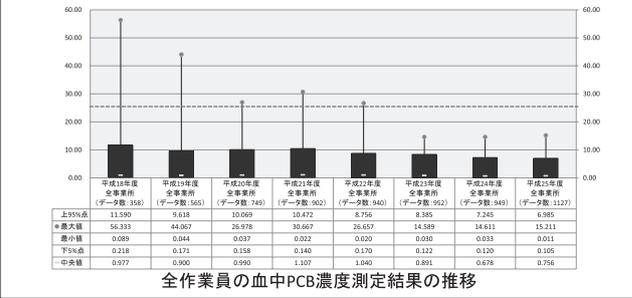


図8

ました作業員の血中PCB濃度の測定結果の推移です(図8)。ご覧になっていただきますと、少しずつ下がってきています。我々もここは必死で作業員に対するPCBの曝露問題に関しまして、これを抑えようということをやっています。

先ほど2次廃棄物というのは、ほとんどが防護服と灰活性炭だということを申し上げましたが、これらを運転廃棄物と称しております(図9)。こういうものがたくさん出てきております。こういうPCBの処理をやってきました、特に地元5ヶ所の自治体の皆さんのご尽力あるいは全都道府県、市の皆さんのご尽力を持ちまして道半ばにありますが、これはやはり先ほど申し上げました計画的処理期限というのが設定されております。こ

作業員のPCB曝露対策

高濃度のPCBを取り扱う区域での作業に当たっては、保護具の着用や、作業時間の制限により、PCBへの曝露を最小限にしています。

- ◆ 作業環境中ダイオキシン類濃度が2.5pg-TEQ/m³を超える場合、あるいはPCB濃度が0.01mg/m³を超える場合、適切な保護具の着用が必要。
[管理区域レベル3、等]
- ◆ 化学防護服
- ◆ 化学防護手袋*+インナー手袋
- ◆ 化学防護長靴
- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具 等
- ◆ 上記濃度を下回る場合も、作業内容に応じた保護具を着用。
- ◆ 曝露量を減らすための入域・作業時間の制限
- ◆ 作業従事者の血中PCB濃度測定等の実施



図7

運転廃棄物の処理

当社の事業活動に伴い、廃活性炭、廃ウエス、使用済みの保護具等の二次廃棄物(運転廃棄物)が発生します。これらの一部は、北九州事業所・北海道事業所において熔融処理方式で自社処理を進めています。また、2012年度から、国の制度設計を踏まえ、当社処理施設内でPCBが一定濃度以下になるまで洗浄等を行った二次廃棄物等の処理を外部施設(無害化処理認定施設)に委託しています。

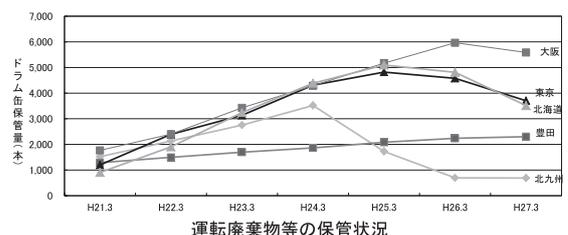


図9

の期限までしか、とにかく仕事はできません。1日でも早く終わるよう我々も努力をしていきますし、環境省もそうありますが、都道府県の皆さま方、政令市の皆さん方も大仕事だろうと思います。私もかつて兵庫県庁に十数年勤めていたけど、当時PCBの廃棄物担当をしており、気にしながらも処理ができないということに、すごく悩んでおりました。恐らくどこの都道府県も先輩方もそうだろうと思います。現在、担当されている皆さん方の手で、ぜひとも早急にJESCOと共にPCBの処理を終了していただきたいと思っております。

最後になりましたが、今日も環境省の角倉産廃課長にも来ていただいております。今現在、環境省ではこの基本計画の改正をしていただきまして、その後のフォローアップということで検討委員会を毎年動かそうということになり、7月に検討委員会を開いていただいたのですが、やはりどうやって最後底ざらいをしていくのかとか、使用中のものをどうやってJESCOに持ってくるのか、こういう課題が多く残っております。もしこれが期限内にできないことになると、JESCOは閉じます。そうすると都道府県の、どこの都道府県になるか分かりませんが、どこかにPCBは残ることになります。それは自らの県内で自らの力でやるしか方法がなくなります。これがどのくらい

コストがかかり、どれくらい住民の方々との軋轢を生むかということを考えていただきますと、私はぞっとします。現在、環境省の検討委員会の下にワーキンググループを作ってもらい、その問題点、それからどうやったらいいかということの対策を練ってもらっております。現在のPCB特別措置法、私も担当の時に作りましたけども、この最後のところは都道府県の方々にやってもらいたいという思いはずっと込めて、この制度を作らせていただいたつもりです。しかし、使用中のものとか、底ざらいをやるには、現行法のままでは、JESCOと都道府県、市の皆さんが力を合わせてもなかなか難しいのではないかなというようなご意見も多々出されているようです。私も昔の担当者でありますので、私なんかの出来が若干悪かったのかなという反省をしておりますが、私ではどうしようもありませんから、現在の環境省の方々を先頭に、都道府県の皆さん方、市の皆さん方が力を合わせて、ぜひともこの難局を乗り越えていただき、PCBは我々の世代、全部こういうものは後送りせずに、次の世代につけを回さないという気持ちで頑張っていただければと思いますし、私もJESCOで処理する側ではありますが、必死で頑張りますので、何とぞ皆さん方にはよろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

「連携の先にあるものは？ 排出事業者と優良産廃処理業者のための共創フォーラム」

環境省が主催する、排出事業者と優良産廃処理業者の連携・協働の更なる強化・加速を目指すフォーラム／ワークショップが、名古屋（1月26日／ウィンクあいち）東京（1月28日／東京国際フォーラム）、広島（2月10日／ワークピア広島）で開催されました。

排出事業者と優良産廃処理業者両者の実務担当者が対面して討議する本イベントは3年目を迎え、今年も活発に意見交換がなされました。



東京会場

第1部 基調講演

名古屋会場、広島会場では、北九州市立大学大学院マネジメント研究科の松永裕己准教授より「廃棄物処理における戦略的連携～連携の先にあるものは？～」と題して、また東京会場では、大東文化大学環境創造学部環境創造学科の鶴田佳史准教授より「循環型社会における環境経営の展開」と題して基調講演がありました。

松永准教授の講演では、シリコンバレーやサードイタリーのような産業集積（クラスター）に



松永准教授による基調講演

よる企業と地域の発展の事例を紹介しながら、スピード感をもって企業の競争力を高めるために、地域でネットワークを拡げたり、小回りのきく専門性の高い企業となっていくことの重要性等についてお話がありました。

廃棄物処理では、取引先を探したり、交渉するための「取引コスト」が非常に高く、圧縮が課題となっています。このフォーラム／ワークショップのように他のセクターと直接対話することは最も望ましく、積極的な活用を呼びかけられました。

鶴田准教授の講演では、近年の企業の経営課題がESG（環境・社会・ガバナンス）への対応やSDGs（持続可能な開発目標）などに拡がってきており、社会や環境と調和しながら競争力を保ち、社会・環境・経済の



鶴田准教授による基調講演

持続可能性を達成する「持続可能経営」の必要があること等についてお話がありました。

企業は事業活動を通じて製品・サービス（グッズ）を供給すると同時に、副産物や廃棄物（バズ）を発生させます。事業リスクとなりうる「バズ」に適切に対応し、それを意識的に発信することが信頼につながり、企業価値を高められると講演されました。

第2部 優良事例プレゼンテーション

事例プレゼンテーションでは、東海光学(株)(名古屋会場)、キューピー(株)(東京会場)、(株)オガワエコノス(広島会場)が取組みを発表されました。

名古屋会場では、東海光学(株)品質保証部ISO推進室マネージャーの鈴木幹也様から「眼鏡店から排出されるレンズ切削カス等の回収システム」と題して事例発表がありました。同社は1939年に愛知県岡崎市で創業し、眼鏡レンズ事業、光学薄膜事業等を手掛けています。眼鏡店で発生する廃棄物は少量で、成分に硫黄を含みリサイクルが難しい等の課題に直面していたそうですが、取引していた収集運搬業者と処分業者の協力により課題を乗り越え、業界団体である日本医用光学機器工業会による処理委託先の現地視察を行った上で、眼鏡店に対して普及活動に取り組んできた結果、年間約30t程度回収できるようになったとのことでした。



東海光学(株)鈴木様によるご報告

今後も協力会社(収集運搬・処分)を増やす一方、業界紙などを通じて取扱店舗数を増やし、回収システムを発展させていかれると報告されました。

東京会場では、キューピー(株)広報・CSR本部 CSR部社会・環境チームの松原由紀様から「キューピーグループの社会・環境活動について」と題して事例発表がありました。

キューピーグループが1年間に使う卵は約40億個、約2万5千トンの殻が発生するとのこと、で、「もったいない」の想いから象徴的な環境活動として取り組まれたのが始まりだそうです。卵殻については1951年から土壌改良材等として再利用し、その後卵の殻に含まれる豊富なカルシウムを食品に、また卵殻膜を化粧品やうまみ調味料に有効活用するなど、卵を使い尽くしています。またポテトピール(じゃがいもの芽と皮)を豚の液体飼料化し、液状のまま養豚場に納品する仕組みを作り、野菜の未利用部位を社外で堆肥化し、その堆肥を利用する農家から野菜を買うことで、資源を循環させる仕組み作りも進められています。いずれも自社単独ではなく、課題を解決するために多くの方々と直接コミュニケーションを取り、信頼関係を構築する



キューピー(株)松原様によるご報告

ことが何より大切と報告されました。

広島会場では、(株)オガワエコノス営業統括部企画開発室室長の岡弘様より「排出事業者と処理業者との連携、協業の先にあるもの」と題して事例発表がありました。同社は1952年に広島県で創業し、広島県、岡山県、宮城県等中間処理の複数拠点を有する優良認定業者です。

同社は、社会の変化に応じて、し尿処理、下水処理施設の管理、一般廃棄物収集、RPF製造、震災時には災害廃棄物の処理の応援等をしてきました。廃棄物処理業は排出事業者だけでなく地域住民からの強い信頼関係の基



(株)オガワエコノス岡様によるご報告

に成り立つ事業であり、「地域コミュニケーション」を通じて、高齢者支援や環境学習などの「地域貢献活動」をしていくことが新たな事業につながることもあったそうで、「断らない営業」への社員の意識転換を行い、地域の課題や企業の課題に積極的に向き合うことでチャンスに変えてきたとのこと。

真のパートナーとは信頼関係の上に成り立つもので、相手に認められ求められて初めてパートナーになりうる。徹底したコストダウンと新しい価値の発見を与えることが信頼関係作りには必要なのではないかと。現在の強みが将来まで企業の強みであり続けることはなく、産廃処理業者がパートナーになるには、

新しい価値を発見し排出事業者に提供し続けなければならない、と投げかけられました。

第3部 ワークショップ

その後、排出事業者と優良産廃処理業者数名ずつのグループに分かれて、連携・協働による課題解決の可能性等についてワークショップを行いました。

いずれの会場も、各社で困っていることや日頃の疑問について熱心に意見が交わされ、互いの課題や双方のギャップがわかり、コミュニケーションが問題解決のきっかけになる、といった感想が、排出事業者と優良産廃処理業者双方から多く寄せられました。

また、このような場を年1回



ワークショップ風景



ワークショップの
プレゼンテーション風景

でなく、例えば月1回開催するなど、もっと頻繁に普段からコミュニケーションを取るべきだ、といった声も聞かれました。

環境省では、今回の結果を踏まえ、排出事業者と産廃処理業者の連携を深めるための取組みをより一層推進していくとのことですので、ご期待ください。

「産業廃棄物処理業者の 経営戦略策定ワークショップ」 が開催されました

産業廃棄物処理業者のグリーン成長等を支援する環境省の新たな取組の一つとして、題記のワークショップが開催されました。本ワークショップは経営戦略策定のために必要な知見やノウハウ、先進的な優良事例の情報発信を目的とし、下記の通り開催されました。

(主催：三菱総合研究所、協力：(公財)産業廃棄物処理事業振興財団)

開催概要

講師：早稲田大学大学院商学研究科教授 長沢 伸也
中央大学経済学部准教授 佐々木 創

第1回：2016年2月12日(金)13:00～15:00

- ・「わが社の事業戦略」
(株)タケエイ 経営企画本部経営企画部長 川口 知司氏
- ・「日本発！ 静脈メジャーを目指して」
スズクホールディングス(株)
執行役員 事業開発部部长 今井 佳昭氏

第2回：2016年2月26日(金)13:00～15:00

- ・「当社の新たな事業展開(ビジネス戦略)」
(株)市川環境エンジニアリング
営業部 第二営業グループ 次長 萩野谷 学氏
- ・「リサイクルビジネスの最前線」
(一社)資源循環ネットワーク 代表理事 林 孝昌氏

第3回：2016年3月11日(金)13:00～15:00

- ・「経営者の役割は現在と5年後を同時に“創る”こと」
リヴァックスホールディングス(株)
代表取締役社長 赤澤 健一氏
- ・「廃棄物処理業におけるM&Aについて」
TMI総合法律事務所 弁護士 北島 隆次氏



ワークショップ会場



早稲田大学大学院商学研究科
長沢教授



中央大学経済学部
佐々木准教授

優良産廃処理業者を対象に聴講希望者を募集し、20名程度の聴講者が参加しました。各回とも、広域展開やM&A、新規事業に関する経験や事例が紹介され、会場の聴講者からも、熱心に質問や意見が交わされました。

また、後半には、経営戦略策定の手順や考え方の演習が試行的に行われました(6社、非公開)。

■ ■ 講演概要 ■ ■

「わが社の事業戦略」

(株)タケエイ
経営企画本部 経営企画部長 川口 知司氏

同社は、2007年マザーズ、2012年東証1部に上場以来、協業連携やM&A等をさらに加速し、産業廃棄物処理業者から環境問題のトータルソリューション企業へと変貌を遂げています。

廃棄物業界全体について市場規模が5兆円規模にありながら、同規模の他の業界に比べ会社数が非常に多く、世界の廃棄物処理業と比較しても売上等で大きな隔たりがあるとの問題提起がありました。

また廃石膏ボードを全国同品質で素材化するために、同社がグループ会社グリーンアローズHDを通じて各地の地元企業と構築している全国ネットワーク化の事例や、フランスのヴェオリア・エンバイロメント社の日本法人「ヴェオリア・ジャパン」と資本業務提携をして取り組むバイオマス発電事業について紹介されました。



(株)タケエイ 川口氏

「日本発！ 静脈メジャーを目指して」

スズクホールディングス(株)
執行役員事業開発部部长 今井 佳昭氏

鉄スクラップ業界最大手の同社は、本業のスクラップ分野においては同業との連携やグループ化等によるシェア拡大による規模の経済性向上を進めており、一方、廃棄物業界に対しては、プラスチック・非鉄金属のリサイクル業者や、産業廃棄物・一般廃棄物の処理業者との連携によって領域の拡大を進めています。

「同社グループが考える成長戦略」では、今後確実に国内市場が縮小するため、新たな市場として日本の動脈産業が生産拠点を多く持つアジア圏を見込んでいること、そして、「日本発！リサイクルメジャー」の創出のため、将来的には世界TOP10入りできるだけの上(当面2千億円)を目標とし、まずは国内であらゆる分野の排出物を適正処理すると同時に、再資源化率を限りなく100%へ近づける技術を持つこと、全国47都道府県であらゆる排出物を処理・再資源化できる体制を構築すること、廃棄物処理・資源リサイクルにおける社会



スズクホールディングス(株) 今井氏

インフラとしての役割を担うことを挙げ、この3つを実行できる組織を作りあげることがリサイクルメジャーの第一歩と考えている、とお話がありました。

「当社の新たな事業展開(ビジネス戦略)」

(株)市川環境エンジニアリング
営業部第2営業グループ次長 萩野谷 学氏

同社はこれまで、時代を先取りまたは時代に合った設備投資を進め、事業の性質や規模に応じて事業パートナーを迎え入れて、新たな事業化を多角的に推進しています。

超大手企業とのコラボレーションでレベルアップを図ることが重要で、廃棄物のプロであることは最低条件として、法務や会計知識、事業戦略の立案等で対等に渡り合えないと飲み込まれる、との注意喚起がありました。

また、平成18年に新たに事業参入した、食品廃棄物から回収したバイオガスによる発電事業について紹介をしながら、社会的背景の変化に合わせて法制度も変わり、廃棄物の処理方法も変わっていくため、時代に先駆けて対応していく力が重要と話されました。



(株)市川環境エンジニアリング 萩野谷氏

「リサイクルビジネスの最前線」

(一社)資源循環ネットワーク
代表理事 林 孝昌氏

(一社)資源循環ネットワーク代表理事の林氏より、リサイクルビジネスの現状と課題、リサイク

ルビジネスのボーダレス化による進化、将来展望等について講演がありました。業界全体の構造転換として、従来の産業廃棄物処理業界はメーカーに依存する小規模企業群であったのに対して、メーカーと対等に相対する社会インフラとのあるべき姿に向かって進化していくと話されました。

また、リサイクルビジネスの新規マーケットの例として、小型家電リサイクルにおいて一般廃棄物を都市鉱山に見立てたスクラップ抽出している段階から、5~10年後には素材に着目した、大型車両・高度選別装置を活用した大規模なソーティングセンターに拡大していく道筋が示されました。また社会的ニーズに対応して、モダリティシフトによる汚染土壌ロジスティックスの高度化の段階から、さらには廃棄物発電の現地化などの海外展開や標準化・規格化など、将来を見据えた投資が重要と呼びかけられました。

最後に、循環型社会形成推進を担う我が国のリサイクルビジネス進化の方向性は、「大規模化」、「低炭素化」、「グローバル化」にあり、変化を生き抜く準備を重ねる企業と従来のままの企業との間で格差が広がりつつあること、廃棄物処理ビジネスも「普通のビジネス」としての自覚を持って、業界構造の転換を図りつつ、新たなマーケットでの健全な競争が活性化すれば、リサイクルビジネスの未来は明るい、と結ばれました。



(一社)資源循環ネットワーク 林氏

**「経営者の役割は
現在と5年後を同時に“創る”こと」**
リヴァックスホールディングス(株)
代表取締役社長 赤澤 健一氏

同グループでは、産業廃棄物の収集運搬・中間処理、廃棄飲料リサイクル事業、排水処理施設等の清掃管理等、グリストラップ清掃事業、一般廃棄物(家庭系・事業系)の回収、おかたづけ&リユース事業など幅広く手掛け、昨年4月には、これら5つの事業会社がより事業に集中できるよう、各事業会社の共通基盤を担うホールディングカンパニー制に移行しています。また2016年度から3カ年の第8次中期経営計画に入り、さらなる成長を目指しています。

これら事業化の背景としては、顧客は処理業者に廃棄物を引き渡すだけでサービスの品質で比較が難しく、他社に切り替えるスイッチングコストが低いことから、比較優位性の高いビジネス構築を目指してきたことが挙げられます。また、経営の差別化戦略として、日本で一番遵法性と透明性の高いビジネスを目指して、安心・信頼される会社経営に取り組まれています。

情報開示・説明責任履行のためのCSR報告書、全従業員対象の「業績報告会」、全社員で会社の方針や目標を共有する「経営方針発表会」のほか、営業日報や日次収支(決算)データを経営層と全スタッフに共有する取組が紹介されました。売上やコストの増減等を日々共有することで、問題等に対



リヴァックスホールディングス(株) 赤澤氏

して翌日以降直ちに対策をとり、月次の売上等を確保するといった話や、現在の事業を発展させ新たな事業を創出していくために、人材育成は今後も最重要テーマとして取り組む、とのメッセージに聴講者は大きな関心を示していました。

「廃棄物処理業におけるM&Aについて」
TMI総合法律事務所
弁護士 北島 隆次氏

弁護士の北島隆次氏より、廃棄物処理業界の現状、M&Aの目的、留意点、成功するM&A等についてご講演いただきました。

廃棄物処理業界は、国内総需要の減少と食い合いによる価格下落、中小企業体質・経営者の高齢化による業界の発信力低迷、事業承継問題の存在などの課題に直面しており、いずれも“時が解決する”課題ではないため、早く手をつけるべき、と警鐘を鳴らされました。

M&Aはこれらの課題を解決するツールであり、時間を金で買い信頼を高め、将来の仲間づくりとなるもので、余裕がある間に事業承継するのが有利であること、M&Aを成功させるには、自社の弱み・強みを知っておくこと、自社の数年後を予測すること、買いたい・売りたい会社を見つけることが大事で、経営戦略(○年後にどうやって儲けているか)をしっかり持った会社が成功している等、重要なポイントや留意点についてお話しされました。



TMI総合法律事務所 北島氏

都道府県の 産廃対策

第21回

石川県

中間処理業者の破産に伴う 残存廃棄物の処理

石川県環境部廃棄物対策課

1. はじめに

本県では不法投棄の監視のほか産業廃棄物処理業者等への立入指導を行う産業廃棄物監視機動班を県内4ヶ所の保健福祉センターに配置して、不適正処理事案の早期発見、早期対応に努めている。

また、産業廃棄物処分業の許可申請に対しては、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かについて厳しく審査を行っている。

一方、大量の未処理物を保管したまま事業停止に至った処理

業者にとって、改善費用を確保することは、難しい課題である。

今回、破産した中間処理業者の残置物の処理を、破産管財人弁護士の協力を得て開始することができた事例について報告する。

2. 本事案の中間処理業者

(1)破産に至るまで

本事案の中間処理業者は、昭和62年に廃棄物焼却施設1炉を設置して、同年から個人事業として、平成9年から法人として産業廃棄物処分業を営んでいた。

同社は基準を超える産業廃棄物を保管していたため、産業廃棄物監視機動班が定期的に立入検査を行い、併せて改善指導を行っていたが、平成23年8月に事業を停止した。

・事業の範囲

廃プラスチック類(塩化ビニル等除く)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

・焼却能力

700kg/h(5.6t/d)

(2)破産の申立における対応

平成23年9月に同社の代理人



処理開始前の残存廃棄物

弁護士は同社の自己破産を申し立てるとともに、平成23年4月から施行された改正廃棄物処理法に基づき、排出事業者に対して処理困難通知を送付した。

これを受け、県では、代理人に対し残存廃棄物の飛散・流出防止措置を講ずるよう、また同社に処分を委託した排出事業者162者に対しては措置内容等報告書の提出を指示した。

しかしながら排出事業者からの報告は、「代理人から『破産管財人が選任された後に必要な措置を講ずればよい』と説明を受けた」、「破産管財人決定後に、契約を解除し、委託し直す」との内容で、直ちに措置が講ぜられることはなかった。

残置された廃棄物の保管量は、次のとおりであった。

平成23年9月の残存廃棄物量

・未処理物	1,812m ³
・燃え殻	663m ³
・ばいじん	253m ³
・13号廃棄物	若干

(3)破産手続開始時の対応

平成23年12月に同社の破産手続開始決定がなされ、平成24年2月に破産管財人が決定した。

排出事業者は、破産管財人が決定したにもかかわらず、前述の措置内容等報告書による契約解除等の措置は行わなかった。

一方、残存廃棄物の処理が進まない状況に不安を感じる事業場周辺の自治会からは、残存廃棄物の飛散・流出を防止するよう強く求められるようになった。

このため県では、同社代理人と破産管財人に対し、飛散・流出を防止するため残存廃棄物にシート掛けを行う等、善管注意義務をも含めて生活環境保全に対する社会的責任を果たすよう強く求めたところ、破産管財人によって燃え殻等へのシート掛けが行われることになった。

3. 残存廃棄物の処理

(1)支障除去の課題と検討

飛散・流出が生じた場合の対応を検討する過程で、支障除去の課題が明らかになった。

1点目は廃棄物の量である。

マニフェスト上の未処理物は690m³でしかなかったが、前述のとおり現地には1,812m³が残存し、燃え殻についても同様の状況であった。

つまり、残存廃棄物のうち約3割はマニフェストを根拠として排出事業者を特定できるが、残り約7割は排出事業者を特定できないというものである。

2点目は処理費用である。処理費用は、全体で1億2千万円余と見込まれたが、破産財団は数百万円に過ぎなかった。

このため措置命令を排出事業

者に発した場合を想定して、支障除去への対応を検討した。

支障除去の対応方針

① マニフェストが未処理であった廃棄物

注意義務に違反した排出事業者に対して処理の「義務」がある。

(法第19条の6により整理)

② マニフェストで排出事業者が特定できない廃棄物

マニフェストの未処理量から排出事業者の比に応じた量の処理を「要請」する。

また、収集運搬業者は、委託した排出事業者の措置に協力する。

(法第19条の5により整理)

③ 排出事業者の産業廃棄物に該当しないばいじんは、排出事業者の処理対象に含めない。

(2)対応方針

措置内容報告書の提出から3年を迎えても1者のみが契約解除の意向を示してきたに過ぎなかった。

このため平成26年5月に破産管財人に対し、再委託に必要な書類の作成や技術的助言を行うほか、共同処理に向けた再委託の取りまとめを打診したところ承諾を得た。

また、負担額が高額(100万円以上)になると想定された排

出事業者、排出事業者との関係が深い収集運搬業者に対しては、個別に説明を行い共同処理への賛同を得ることができた。

これにより共同処理を開始する方針が固まった。

共同処理スキーム

- ・破産管財人は、排出事業者から共同処理の申出を取りまとめ
- ・排出事業者は、破産管財人に対し、再委託承諾書と処理費用を負担
- ・破産管財人は、自らが調整した処分業者に処理を委託
- ・処理完了後、破産管財人から排出事業者に義務分のマニフェストを返送

(3) 共同処理への参加確認

平成27年3月に破産管財人から排出事業者に対して状況を説明するとともに、県から排出事業者に対し、措置見込に関するヒアリングや個別相談を行った。

このうえで排出事業者にアンケート調査を行い、措置の意向が契約を解除して単独で処理する方針か、破産管財人が行う共同処理に参加する方針であるかについて確認を行った。その結果、151者は破産管財人による共同処理(再委託)、その他は独自処理(契約解除)又は未定との回答であった。

(4) 共同処理の開始

共同処理の開始に先立ち、独自処理を選択して契約を解除した3者が、平成27年6月に残置廃棄物の搬出を開始した。この際、後日の混乱を避けるため産業廃棄物監視機動班が立ち会い、搬出量等の確認を行った。

平成27年7月から再委託の承諾書を提出するとともに処理費用を入金した149者による共同処理を開始した。この際も産業廃棄物監視機動班が搬出量等の確認を行った。

なお、破産管財人が調整した処理業者は、再委託において万一にも不適正な処理が行われることがないように、経理的基礎が十分確認されている優良産業廃棄物処理業者であったことはいうまでもない。



処理後の状況

(5) 共同処理のフォローアップ

平成27年8月、共同処理による搬出が終了した時点で未処理となった事業者は10者であった。

このため県から10者に対し、

排出事業者の処理義務について必要な措置を講ずるよう指導した結果、1者が独自処理を選択し、8者が追加の共同処理(再委託)に参加して、平成28年1月に共同処理が完了した。



未承諾はフレコン詰

(6) 現状と今後の対応

- ・義務分を処理していない1者
- ・義務分は処理したが要請分を残置している1者

の2者に対しては、引き続き、残存物について支障の除去を求めていくこととしている。

なお、事業場内には中間処理後産業廃棄物であるばいじんが残置されているが、引き続き破産管財人に対し、飛散・流出の防止に万全を期すよう指導していくこととしている。

4. 今回の事案の対応を踏まえて

(1) 信頼がおける産業廃棄物処理業者の育成

信頼のおける産業廃棄物処理業者の育成を図るため、本県では、産業廃棄物処理業者の優良

化を推進している。

このため、金沢市と共同して、
・エコアクション21の取得支援
・インターネットによる情報開示
・電子マニフェスト操作体験
などのセミナーを開催しており、
県内に事業所を有する27業者
(64許可)が優良産廃処理業者
の認定(確認)を受けている。今
後とも産業廃棄物処理業者の優
良化の推進を支援していく。

また、本県では、「石川県エ
コ・リサイクル製品認定制度」
により、県内で発生する再生資
源(廃棄物等)を利用し、県内で
製造加工され、販売されている
リサイクル製品等を認定し、エ
コ・リサイクル製品の利用拡大
とエコ・リサイクル産業の育成
を図っている。

石川県エコ・リサイクル認定製品



認定マーク

更に、年々高まるリサイクル
の高度化への期待に的確に応え
ることができる処理業者を育成
していくため、循環産業育成セ
ミナーを開催し、環境ビジネス
としての発展を推進している。

(2) 排出事業者責任の徹底

本事案の排出事業者とのヒア
リングで「当該処理業者の処理
費用は周辺の他社に比べ安価だ
った」との声が複数あった。適
正処理の推進には、産業廃棄物
排出者責任を徹底する必要があ
るため、繰り返し排出事業者向
け講習会を開催することとして
いる。

一方で、廃棄物の排出抑制・
減量化などの3Rや廃棄物処理
コスト削減の必要性は認識して
いるものの、その取組み方がわ
からない中小企業が多いという
実態がある。

このため、本県では、産業廃
棄物の減量化や再資源化を実効
性のあるものとするため、3R
推進により積極的に取組みたい
排出事業者や業種団体等にアド
バイザーを派遣し、「3R推進事
例集」として取りまとめ、ホー
ムページでも紹介している。
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/recycle/index.html>

更に、排出者と処理業者が一
堂に会する「産業廃棄物減量化
のための講演会と意見交換会」
をワークショップ形式で開催し、
廃棄物の減量化、再資源化に向
けた市場や顧客が求めているも
の(ニーズ)と排出事業者が提供
できる材料(シーズ)のマッチン

グを図るとともに、排出事業者
と処理業者の信頼関係の構築に
向けた機会を設けている。

5. 最後に

本事案は、発覚から4年後に
支障除去に着手することになっ
たが、排出事業者とのヒアリン
グでは「具体的にどうすればよ
いかわからない」との声が多か
ったことも事実である。

排出事業者に対する講習会の
継続的な開催によって、通常時
における廃棄物処理法の理解は
進んだと考えているが、処理委
託先が倒産するといったイレギ
ュラーな事態への対応は難しい
ものであったと考えられる。

このようなことから、破産管
財人が主導する共同処理の提示
は、排出事業者にとって、課題
解決の光明になったと思われる。

排出事業者の一部から「廃棄
物を未処理にもかかわらず代理
人弁護士が売掛金を回収してい
った」との声もあり、弁護士へ
の不信感があるなか、本事案の
破産管財人は「簡単に地権者
に対する債権放棄(借地料)はす
べきでない」との方針で臨まれる
等、高い見識を持った弁護士で
あったことが幸いした。

改めて破産管財人弁護士の協
力に感謝を申し上げる。

第54回 産廃懇話会を開催

—産業廃棄物処理業の振興策について聞く—

産業界の主要14団体が参加する産廃懇話会では、産業廃棄物に関する勉強、情報交換等の活動を行っています。2015年12月24日に第54回懇話会を開催しました。当日は、(公社)全国産業廃棄物連合会の森谷賢専務理事より、産業廃棄物処理業の振興策についてご講演いただくとともに、種々懇談しました。以下は、講演の概要です。

(1) 全国産業廃棄物連合会ではタスクフォースを設け、平成26年から産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策を検討してきたが、有識者等へのヒアリングや会員企業へのアンケート調査等を踏まえ、今般、報告書を取りまとめた。報告書では、受け手としての廃棄物の処理・処分から創り手としての資源とエネルギーを製造する業界を目指すとして、6項目にわたる振興策を提案した。今後、報告書に基づき、立法措置を含めた制度的な対応案を検討していく。

報告書では次のような振興策の具体化が有効であると提言した。第1に、事業者ごとに能力等を客観的に示す、他業界と比べて遜色のない資格制度を創設する。第2に、研修等により人材育成の充実を図ることとし、資格制度を構築する上からも講習会・研修会を実施・運営するための母体となる機関(仮称・資源循環アカデミー)の立ち上げを連合会が検討する。第3に、資源・循環アカデミーといった研修・教育機関を活用し、業界全体の技術レベルの向上を促進し、新たな優れた技術の開発を目指す。第4に、リサイクル品の利用用途と需要拡大のための新たな措置を官民あわせて講じるとともに、利用先にあった主要なリサイクル品



森谷講師の講演

の品質基準を定める。第5に、海外からの研修生の受け入れを促進するとともに、海外進出に当たり必要な専門的情報が得られる仕組みを構築する。第6に、連合会の法的位置づけを明確にするとともに、都道府県協会の役割を連合会が新たに担う役割と連携して強化・明確にする。その他、女性の役員や管理職への登用をはじめ、女性の活躍に向けた取り組みを進めることが重要であるとした。

(2) 人材育成に向けた取り組みとして、平成27年度、環境省より産業廃棄物処理業における人材育成方策検討調査を受託し、資格制度の創設を視野に入れて人材育成促進のための枠組みを検討している。その中で、産業廃棄物の処理において人材育成のニーズの高い業務を特定するとともに当該業務に求められる資質・能力を整理することとしており、排出事業者の意見も聴きながら、取りまとめていきたい。平成28年度以降、研修内容等について更に検討を深め、平成30年度より全国展開し、資格制度の開始ができればと考えている。

助成事業

平成27年度 産業廃棄物処理助成事業 (株)アース・コーポレーション、(株)エヌ・シー・エス、 2社の事業へ助成決定!

当財団の平成27年度産業廃棄物処理助成事業として、以下の2件のプロジェクトが決定しました。

平成27年度助成事業対象プロジェクト

- (株)アース・コーポレーション
「JIS規格に適する下水汚泥乾燥の高品質化に関する技術開発事業」
(2年目助成 助成金額：250万円)
- (株)エヌ・シー・エス
「北部九州を中心とした古着回収・リサイクル事業」
(助成金額：250万円)

この決定を受けて4月7日に当財団会議室において、助成事業運営委員会の藤倉まなみ委員長(桜美林大学教授)ご臨席のもと、2社の代表に対する交付証授与式が行われました。

授与式では、当財団の樋口理事長より、2社の代表者((株)アース・コーポレーション能登業務執行役員、(株)エヌ・シー・エス浅野取締役)へ

それぞれ交付証を授与しました。また、助成事業の選定にご尽力いただいた助成事業運営委員会を代表して、藤倉委員長からご講評も頂きました。

当財団としては2つの助成事業対象プロジェクトが順調に実施され、その成果が3Rや環境負荷低減の先進的・模範的な取組み例、技術例として持続、普及していくことを大いに期待しています。



今回交付証が授与された方々(前列)と助成事業運営委員会委員及び財団関係者(後列)

助成事業について

当財団では、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、産業廃棄物の処分業を営む事業者の皆様が、産業廃棄物に関する3R(Reduce；減量化、Reuse；再利用、Recycle；再資源化)や環境負荷低減の技術開発、既存の高度技術力を利用した施設整備やその起業化、農林漁業バイオ燃料法第12条第1項第2号及び小型家電リサイクル法第14条第1項第2号の対象となる認定研究開発事業に対して、助成金を交付し支援するという『産業廃棄物処理助成事業』を実施しています。

平成27年度 助成事業の選定経緯

平成27年度産業廃棄物処理助成事業については、当財団のホームページ及び廃棄物関連の新聞広告による周知、更に、都道府県・政令市の産業廃棄物行政主管、廃棄物関係団体等による周知依頼を行うことにより、募集を行いました(募集期間：平成27年7月上旬～10月末)。

その結果、5件の申請がありました。これらの申請事業について、当財団に設置した各方面の有識者6名で構成される『助成事業運営委員会』において、新規性、優秀性、事業性、実施体制、場所

の確保及び周辺環境との調和性等の観点から厳正な書類審査を実施し、3件に絞り込みました。

この3件について、申請内容の詳細を確認するために、助成事業運営委員と財団職員で、平成28年2月に現地調査を実施しました。

また、平成26年度産業廃棄物処理助成事業の助成対象プロジェクトに選定しました(株)アース・コーポレーションの申請事業についても、2年目助成の申請がありましたので、1年目の成果を確認するため平成28年2月に現地調査を実施しました。

これら現地調査結果を基に3月に開催した助成事業運営委員会において、(株)アース・コーポレーション及び(株)エヌ・シー・エスの申請を平成27年度産業廃棄物処理助成事業の助成対象プロジェクトに選定いたしました。

平成28年度 助成事業

当財団では、助成事業を平成28年度も引き続き実施していく予定としています。募集開始時期は平成27年度と同様に7月頃となる見込みです。技術開発や高度技術力を利用した施設整備に取り組もうとされている産業廃棄物処分業者の皆様の積極的ご応募をお待ちしています。

● ● ● 平成27年度 助成事業の内容紹介 ● ● ●

(株)アース・コーポレーション(富山県富山市)

【事業名】

JIS規格に適する下水汚泥乾燥物の高品質化に関する技術開発事業(2年目)

【事業の背景】

日本国内の下水汚泥は平成20年度で約221万トン/年発生しており、そのリサイクル率は約78

%(177万トン)で高い水準にあります。一方、下水汚泥の持つ発熱量に着目すると19MJ/kg(石炭の発熱量の半分に相当)を有し、下水汚泥バイオマスエネルギーとして考えた場合、約108万klの原油に相当するエネルギー価値がありますが、その利用実績は約0.7%で低く、あまりエネルギーとして認識されていないのが現状でした。

しかし、平成26年9月には下水汚泥固形燃料



(株)アース・コーポレーション

(BSF ; Biosolids Fuel)の日本工業規格(JIS規格)が制定される等、近年は燃料としての利用拡大が期待されつつあります。

当社は、下水汚泥(有機性汚泥)を乾燥処理し、含水率5~20%の乾燥汚泥へリサイクルしており、その乾燥汚泥は堆肥原料として県内外の堆肥生産業者やセメント業者にセメント燃原料として出荷しています。現在、JIS認定の取得に向け取組んでいます。継続的に取引される、必要とされるバイオマス燃料を生産するために、JIS基準を満たすだけでなく、高品質なBSFを生産することが第一歩であると考え、原料となる下水汚泥の評価や管理体制の確立を目指して取り組む事業を計画し、平成26年度産業廃棄物処理助成事業に選定され実施してきました。その結果を踏まえ、平成27年度に助成継続申請を行い、1年目の取り組みが評価され、引き続き選定されました。

(株)エヌ・シー・エス(福岡県北九州市)

【事業名】

北部九州を中心とした古着回収・リサイクル事業

【事業の概要】

本事業はJIS規格の品質基準だけでなく、自社目標値を定め、その目標値を満たす高品質のBSFを生産するための原料選定や生産工程中の管理方法の確立等を行う技術開発事業です。

当社の下水乾燥汚泥は1年目の取組みにより、JIS規格に合格する性能(発熱量)を有し、自社目標値(石炭の2/3のエネルギー;4,000kcal/kg)を満たしていることが明らかとなりました。燃料使用後に発生する灰分量も自社目標値を満たしておりますので、本年度は、塩素分や硫黄分等の燃焼排ガスへ影響する成分を原料下水汚泥中及び乾燥下水汚泥中で測定できるよう機器を導入し、各数値を把握できる体制を構築します。数値を把握することで、原料の配合を調整し、自社目標値を達成することを目的としています。事業の実施内容については次の3つの工程を実施する予定です。

- ①BSFの原料となる下水汚泥の成分分析と配合設計
- ②再設計と実スケールでの生産試験
- ③前2項により、原料の管理体制を整え高品質の下水汚泥固形燃料を生産する

本事業の成果により、各都道府県に必ず設置されている浄化センター及びクリーンセンター等の下水汚泥を質の高いエネルギーとして有効活用し、持続的な地域バイオマスエネルギーの創出に貢献できると考えています。

【事業の背景】

北九州市では、平成9年に「エコタウン事業」の承認を国から受け、平成14年には「エコタウン事業第2期計画」を策定し、新たな戦略の下に事業を進めてきましたが、「繊維製品等」のリサイクル

については、当該廃棄物から資源として使えるものを効率的に回収・資源とする手段が確立されておらず、これまでリサイクル対象とはなっていないませんでした。

当社は、北九州市と連携して平成26年5月から、古着を回収し、各種自動車用内外装材等にリサイクルした製品を九州北部の自動車メーカー等へ安定供給する「地域循環型古着回収・リサイクル事業」を、国内初の共同事業として開始しました。

市内及び周辺地域における回収インフラ整備のための販売促進活動の他、「使用済みユニフォーム等」の古着をリサイクル繊維(反毛)に加工する等を実施しました。この結果、従来廃棄物から資源として使えるものを効率的に回収・資源として使い廻すインフラが確立されていない繊維製品等について、自動車内装材として高い付加価値・確実な需要先を確保することができました。

【事業の概要】

本事業は、地域で回収した古着をエコタウンで反毛化した後、自動車内装材原料に再生し、北九州市近隣に立地する自動車メーカーに供給するものであり、今年度は主に次のことに取り組みます。

- ①古着からリサイクル繊維への「反毛」加工
- ②古着回収・リサイクル事業の普及啓発を踏まえた北九州市との協議及び回収拠点等の折衝
- ③北九州市並びに周辺自治体及び民間事業者等との折衝(古着回収に関する事項)
- ④回収拠点への収集事業者等との連携
- ⑤リサイクル繊維販売先である自動車内外装材等製造事業者との連携

このうち①について、生産性向上に向けた設備投資(ロータリーカッター設備の導入及び改造)を実施します。

最後に、事業の効果・展望としましては、次の



(株)エヌ・シー・エス

ことが挙げられます。

- ①海外輸出やウェス利用という従来の古着処理と比べ、国内資源循環と資源の高度利用が図れること
- ②反毛化して再生利用するため、破損衣類や多様な素材を活用でき、資源としての利用効率が高いこと
- ③ハイブリッド車・電気自動車用に最適な、故繊維由来の自動車内装材として、安定した需要先が確保されていること
- ④回収からリサイクル製品の供給先までが北九州市近隣地域内で完結し、運搬・処理に伴う低炭素化を実現していること

以上のような、環境産業と自動車産業が集積する北九州市の地域特性に応じた地域循環圏の高度化が図れる事業であります。

北九州市の第三次循環計画に示された「質に着目した循環型社会の形成」、「地域循環圏の高度化」等を具現化する本事業のさらなる普及と発展を図り、環境負荷低減の先進モデルとして、国内の様々な地域で活用できることを目標とします。

「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」の目的と効果

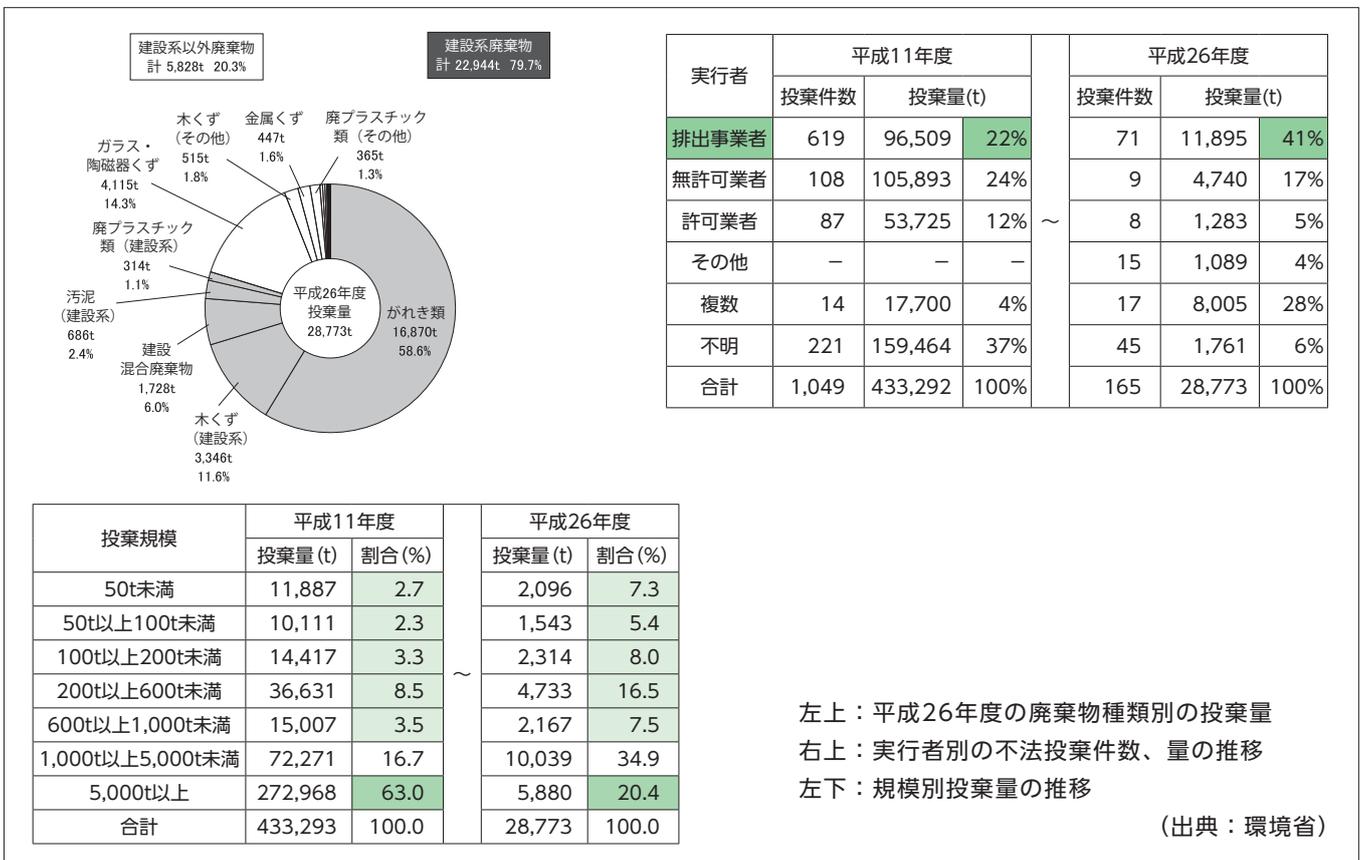
適正処理・不法投棄対策部

1. はじめに

不法投棄の未然防止は不法投棄対策の基本であることから、当財団ではこれまでも様々な取り組みを行ってきました。本稿では当財団の最新の取り組みを紹介します。

近年の産業廃棄物の不法投棄の状況をみると、処理業者等による大規模不法投棄が撲滅されつつある一方で、建設廃棄物の割合が依然高く、排出

事業者による不法投棄や小規模不法投棄の占める割合が増加しています(図1)。このような中で当財団では、建設リサイクル推進協議会との共同勉強会の結果を踏まえて、小規模な建設業者やその従事者への適正処理についての広報活動が極めて重要になっているとの認識のもと、こうした方々を対象とした「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」を平成24年3月から開催しています。



左上：平成26年度の廃棄物種類別の投棄量
 右上：実行者別の不法投棄件数、量の推移
 左下：規模別投棄量の推移

(出典：環境省)

図1 近年の不法投棄の状況

2. 小規模建設現場従事者への法制度等の周知状況

表1に小規模建設業者へのアンケート結果を示します。表1から、小規模な建設業者へは廃棄物処理に関する情報がほとんど伝わっておらず、情

報が末端まで伝わっていないことが建設系廃棄物の不法投棄の発生要因の一つであることが窺えます。また、全体の56%が現場等で残材投棄したなどの不適切な処理を行ったと回答しています。

表1 小規模建設業者へのアンケート結果

アンケート・設問		従事企業規模別の該当者数			
		～5名	6名～	規模不明	計
平成22年廃棄物処理法改正を知らない		166 (84%)	52 (78%)	16 (89%)	234 (83%)
廃棄物取り扱いルールを聞いたこと無し		68 (35%)	24 (36%)	7 (39%)	99 (35%)
法制度等の情報入手先 (複数回答)	自治体	8 (4%)	7 (10%)	0 (0%)	15 (5%)
	建設の保険関係団体等	63 (32%)	14 (21%)	3 (17%)	80 (28%)
	元請会社	19 (10%)	11 (16%)	1 (6%)	31 (11%)
	産廃業者	63 (32%)	20 (30%)	4 (22%)	87 (31%)
	その他(ネット等)	10 (5%)	3 (4%)	1 (6%)	14 (5%)
	現場等で残材投棄(現場内埋立等)	27 (14%)	8 (12%)	2 (11%)	37 (13%)
	現場等で残材を燃やした	41 (21%)	20 (30%)	2 (11%)	63 (22%)
不適切な処理を行った経験 (複数回答)	産廃業者の許可を未確認	47 (24%)	12 (18%)	1 (6%)	60 (21%)
	産廃業者への未契約委託	24 (12%)	7 (10%)	1 (6%)	32 (11%)
	マニフェスト不使用	31 (16%)	4 (6%)	0 (0%)	35 (12%)
	その他	4 (2%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (1%)
	全体(上記いずれかの該当者)	122 (62%)	32 (48%)	5 (28%)	159 (56%)

注)平成25年2月から7月にかけて、関東及び九州の建設の保険関係団体を通じて行った「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会(当財団主催)」(6箇所、8回)への参加者を対象とした無記名のアンケート調査。

3. 講習会の効果

都道府県別の「産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会」の受講者数(総計2,000名余)と平成25～26年度計の不法投棄発生件数をプロットしたものを図2に示します。受講者の多い都道府県では近年の不法投棄量が少ない傾向がみられます。

また、表1で受講者の56%が、情報不足等により過去に何らかの不適正な処理を行ったと回答し

ており、本講習が全対象者にくまなく実施されれば、懸案になっている工事現場内の不適正な埋立の防止や、野焼き、野積み等を行っている不適正な解体業者への搬出の過半を抑制する効果が見込まれます。なお、不法投棄が多い大都市圏や地方部で受講者数を増やすことは今後の課題です(表2)。

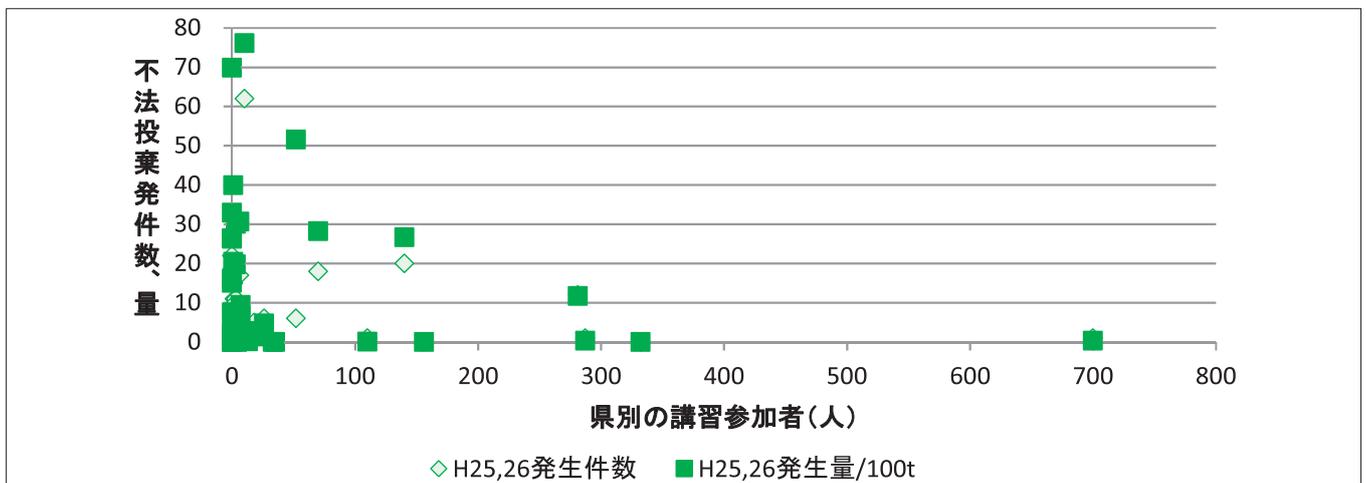


図2 県別の平成25、26年度の不法投棄発生件数、発生量と講習会受講者の関係

表2 平成25、26年度の不法投棄発生量上位15(左)と受講者数上位15(右)

順位	都道府県	H25,26不法投棄発生量(t)	順位	都道府県	受講者数(人)
1	茨城県	7,616	1	東京都	700
2	三重県	6,991	2	埼玉県	332
3	福岡県	5,157	3	愛知県	287
4	鹿児島県	3,991	4	群馬県	281
5	宮崎県	3,296	5	神奈川県	156
6	栃木県	3,068	6	千葉県	140
7	北海道	3,007	7	愛媛県	110
8	青森県	2,823	8	青森県	70
9	千葉県	2,666	9	福岡県	52
10	滋賀県	2,643	10	大阪府	35
11	奈良県	2,630	11	長野県	33
12	長崎県	2,040	12	兵庫県	26
13	山梨県	1,976	13	福井県	18
14	和歌山県	1,616	14	静岡県	18
15	京都府	1,508	15	山形県	13

産業廃棄物・汚染土壌排出管理者講習会 平成28年度予定

【総合管理コース】

日程 平成28年6月17日、10月21日
平成29年1月20日

時間 13:00～17:00、受講料 8,000円(テキスト代含む)

【産業廃棄物コース】

日程 平成28年5月20日、7月22日、9月16日、11月18日
平成29年2月17日

時間 10:00～12:00、受講料 3,000円(テキスト代含む)

【残土・汚染土コース】

日程 平成28年5月20日、7月22日、9月16日、11月18日
平成29年2月17日

時間 13:00～15:00、受講料 3,000円(テキスト代含む)

※残土・汚染土コース終了後に「残土・汚染土壌運搬担当者講習会」を開催

- ・講習会場：当財団会議室
- ・修了者に修了証、修了ステッカー、車両用シール、ヘルメット用シールを授与
- ・ご希望に応じ、修了者の氏名・社名等を財団ホームページ(産廃情報ネット)に掲載
- ・継続学習制度(CPDS)認定講習会((一社)全国土木施工管理技士会連合会)

【出張講習(講師派遣)】

- ・10名程度以上で開催を希望される場合に講師を派遣(講師の交通費は実費)
- ・土・日・祝・夜間の開催も可能
- ・自治体、関連協会等との共同開催講習も多数実施

【問合せ】03-3526-0155

講習会事務局：碧海^{おおみ}

(講習内容、出張講習などのお問い合わせをお待ちしております。)

リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰(平成26年度)受賞講習会

理事会 ・ 評議員会

第12回理事会 第9回評議員会

平成28年3月9日(水)に第12回理事会、同月23日(水)には第9回評議員会が開催され、それぞれ以下の議案について承認を頂きました。

第12回理事会

- 第1号議案 「平成28年度事業計画」に関する件
- 第2号議案 「平成28年度収支予算」に関する件
- 第3号議案 「任期満了に伴う最高顧問並びに企画・運営委員会委員、助成事業運営委員会委員及び適正処理推進センター運営協議会委員の選任」に関する件
- 第4号議案 「評議員会の開催」に関する件

選任された最高顧問並びに各委員会の委員は以下のとおりです。

1. 最高顧問

(再任) 木村 康 (一社) 日本経済団体連合会 副会長

2. 企画・運営委員会委員

- (新任) 浅川 和仁 (一社) 日本自動車工業会 環境統括部長
- (再任) 天野 正義 (一社) 日本貿易会 専務理事
- (再任) 岩津 由雄 全国知事会 調査第三部長
- (再任) 海老塚 清 (一社) 日本電機工業会 専務理事

(再任) 小川 賢治 (一社) 日本経済団体連合会 環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長代行

(再任) 片山 泰祥 (一社) 情報通信ネットワーク産業協会 専務理事

(再任) 鈴木 猛史 指定都市市長会事務局 事務局長

(再任) 樋口 壯太郎 福岡大学大学院 工学研究科 教授

(再任) 布川 賢一 (一社) 電子情報技術産業協会 環境部長

(再任) 前田 泰史 (一社) 日本ガス協会 環境部長

(再任) 森谷 賢 (公社) 全国産業廃棄物連合会 専務理事

(再任) 森 隆 (一社) 日本建設業連合会 環境部長

3. 助成事業運営委員会委員

(再任) 岡部 徹 東京大学生産技術研究所 教授

(再任) 川本 克也 岡山大学環境管理センターセンター長

(再任) 斎藤 正一 日経BP社 環境ビジネス本部 環境経営フォーラム 事務局長

(再任) 酒井 基博 (一社) 日本経済団体連合会 環境本部 上席主幹

(再任) 藤倉 まなみ 桜美林大学 リベラルアーツ学群 教授

(再任) 藤吉 秀昭 (一財) 日本環境衛生センター 常務理事

4. 適正処理推進センター運営協議会委員

(再任) 栗津 尚悦 全国知事会 秋田県 生活環境部長

(再任) 岩津 由雄 全国知事会 調査第三部長

(再任) 大塚 直 早稲田大学大学院 法務研究科 教授

(再任) 岡 大輔 (一社) 住宅生産団体連合会 産業廃棄物分科会 主査
積水ハウス(株) 環境推進部課長

(新任) 奥秋 芳一 (一社) 全国建設業協会 技術顧問

(新任) 古敷谷 裕二 (公社) 全国産業廃棄物連合会 理事

(再任) 鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

(新任) 山岡 亮一 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター業務推進部 部長代理

(再任) 山口 広美 (一社) 日本化学工業協会

環境安全部長

(再任) 米谷 秀子 (一社) 日本建設業連合会 環境委員会建築副産物部会長

鹿島建設(株) 安全環境部担当部長

(再任) 渡辺 将隆 全国知事会 三重県環境生活部廃棄物対策局長

第9回評議員会

第1号議案 「平成28年度事業計画」に関する件

第2号議案 「平成28年度収支予算」に関する件

第3号議案 「理事の選任」に関する件

選任された理事は以下のとおりです。

(前任) 高部 正男 全国都道府県議会議長会 事務総長

(後任) 門山 泰明 全国都道府県議会議長会 事務総長

(新任) 加藤 幸男 JFEエンジニアリング(株) 顧問

産業廃棄物処理業 経営塾

平成28年度

第13期生 募集始まる!!

当財団では、次世代の産業廃棄物処理業を担う経営者を育成するため産業廃棄物処理業経営塾を平成16年度より開催しております。産業廃棄物の処理・資源化事業を経営する上で求められている広範な知識や見識をより一層深めていただくことを目標としており、本年度で13期目を迎えます。

◇スケジュール

日 時	カリキュラム
6月2日(木)	産業廃棄物処理事業概論
6月9日(木)	産業廃棄物にかかる法制度・行政
7月7日(木)	産業界・排出事業者
7月21日(木)～22日(金)	夏季合宿研修～中長期ビジョンの策定と経営戦略の立案～【グループ討議】
8月5日(金)	コンプライアンス
8月26日(金)	産業廃棄物処理業の経営Ⅰ
9月1日(木)	産業廃棄物処理業の経営Ⅱ
9月2日(金)	施設見学会
9月15日(木)	廃棄物技術
9月16日(金)	施設計画・財務
10月13日(木)～14日(金)	秋季合宿研修【グループ討議】
10月27日(木)	労働安全、ワークショップ【グループ討議】
11月17日(木)	処理業経営者に期待すること
12月2日(金)	卒塾式

※詳細は財団HPをご覧ください。

- ・ 募集人員：35名
- ・ 申し込み：入塾願書(ホームページに掲載)を送付願います。
- ・ 締め切り：平成28年5月13日(金)
- ・ 選考方法：当財団の資格審査により選考致します。
- ・ 受講料：54万円(税込み)

◇申込・問合せ先

産業廃棄物処理業経営塾・事務局

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2丁目6-1 堀内ビルディング3F

TEL：03-3526-0155 FAX：03-3526-0156

担当：経営塾事務局 兼子、本多 E-mail：jyuku@sanpainet.or.jp



企業

経営塾 OB会

紹介

(株)エスアール

専務取締役 経営塾6期生
渋谷 清心

企業名 株式会社エスアール

所在地 (本社)神奈川県厚木市上依知1260-1
相模原事業所、群馬事業所、富山事業所

代表者 代表取締役 渋谷英明

創業 平成2年6月

設立 平成2年6月

資本金 4,000万円

■はじめに

当社は平成2年6月に設立され、神奈川県と群馬県を拠点に産業廃棄物収集運搬業を開始しました。その後、平成16年に富山事業所を他社より譲り受け、中間処理業へ進出し、平成26年には本社(神奈川県)でも中間処理業(廃電池の選別)の許可を取得しました。

社名であるエスアールの「S」はサービス、「R」はリサイクルを意味し、お客様のあらゆる要望や問題点を解決できるよう、ソリューション力にこだわって事業を展開しています。

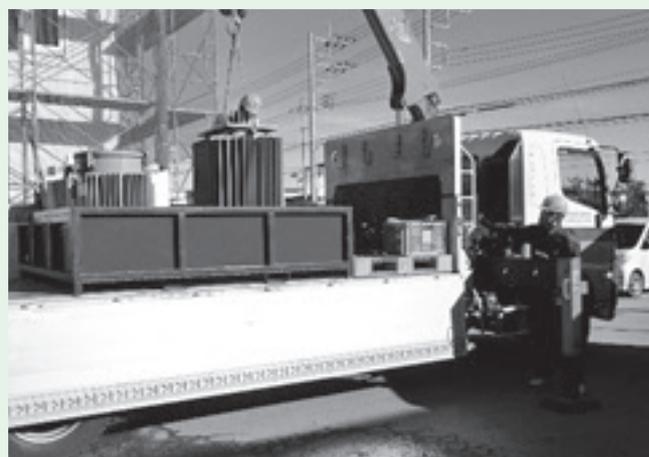
■収集運搬(積替保管)

収集運搬車両は強力吸引車、テフロン車、フルトレーラー、ウイング車、ユニック車、アームロール車、パッカー車と、お客様のニーズに応えられるよう、あらゆる車両を約50台所有しています。東日本を中心に、産業廃棄物収集運搬業許可34行政、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可33行政の認可を受け、新しい仕事があれば積極的に許可の取得を行っています。

また、本社では廃石綿等、廃PCB等、PCB汚



10t強力吸引車



低濃度PCB積み



富山事業所



電池選別

染物、相模原事業所では石綿含有産業廃棄物を含む7品目、富山事業所では特別管理産業廃棄物を含む15品目の積替保管の許可を取得し、遠方の処理先への輸送効率を高めています。

■中間処理(本社・富山事業所)

本社では全ての電池類の受入が可能な「選別」の許可を取得しています。電池は大量に出てくるものではありませんが、扱いによっては発火・火災の原因ともなり、非常に危険性が高いものとなります。弊社では種類毎に分別・絶縁対策を施し、亜鉛・ニッケルコバルト・鉄源の回収等、各々のリサイクル先へ搬出しています。

富山事業所では重金属(水銀、鉛、カドミウム、六価クロム、砒素、シアン、セレン)の無害化処理(不溶化処理)を中心に行っており、汚泥、燃え殻、ばいじん、鉍さい等の泥状物、廃酸、廃アルカリ等の液状物、どちらにも対応しています。また、化学工場の解体工事等で発生する、有害物が付着した廃プラスチック類や金属くず(配管、槽、容器等)を洗浄する許可も取得しており、洗浄液や付着物は富山事業所にて無害化処理しています。

■洗浄・清掃作業

弊社では設立当初より、各種作業での施工実績

があります。主な作業内容としては、濃硫酸タンクの残液抜き取り・洗浄作業、塗装ブースの洗浄作業、配管・タンク・ピット類の洗浄作業、スクラバーの充填材洗浄・交換作業等があります。各種作業には専門の部署を擁し、施工が難しい作業にも絶えず挑戦しています。

■解体工事

弊社では建設業の許可を取得しており、設備解体からアスベスト除去、ダイオキシン焼却炉解体・撤去、汚染土壌除去・掘削工事等の施工実績があります。その他、PCB汚染除去工事、水銀汚染除去工事、危険性が高い有害薬品の詰替作業等、特殊で危険な工事の実績も多くあります。現在では工場の閉鎖等に伴い、建屋の中の設備撤去、建屋解体、汚染土壌のボーリング調査、汚染土壌搬出等、一貫した施工を可能としています。

■今後の取り組み

現在計画している中では、高濃度PCBの収集運搬業許可取得、金属水銀の処理方法確立、濃度が濃い重金属(水銀含む)を対象にした汚染土壌処理業の許可取得等があります。弊社の特徴であるソリューション力を絶えず進歩させるべく、常に新しいことに挑戦し続けていきたいと思っております。

(株)都市環境エンジニアリング

業務部長 経営塾第11期生
新川 研

企業名 株式会社都市環境エンジニアリング

所在地 東京都江東区木場5-6-35

代表者 代表取締役社長 伊藤憲男

創業 平成4年1月

設立 平成4年1月

資本金 5,000万円

■当社の概要

当社は1992年にゼネコンである鹿島建設グループと(株)市川環境エンジニアリングの出資により設立され、東京都江東区の複合施設「東京イースト21」の廃棄物を収集運搬する事業からスタートしました。廃棄物の計量を業界の中でいち早く取り入れるなど、信用・信頼がお客様に提供するサービスの品質の源泉であるという信念のもと、都心の大規模開発物件の廃棄物処理を多く手がけさせていただき、現在では延床総面積約760万㎡のビルから排出される廃棄物の処理やリサイクルを行っています。また、創業25年目を迎え、廃棄物・資源・エネルギー問題のソリューションを事業コンセプトとして、「都市農業」など新たな事業分野にも取り組み始めています。

■事業内容

＜収集運搬、廃棄物保管室の管理＞

オフィスビル、商業施設、複合施設、ホテル、病院等から日常的に排出される廃棄物や不定期に排出される粗大廃棄物、機密書類等を自社の車両で収集運搬し、処理する事業を中心に行っています。手がける施設の数は都心部を中心に約180箇所へのぼり、その内大型施設約40箇所には現場に従業員が常駐して、廃棄物保管室における廃棄物の整理、計量、清掃等の管理にあたっています。また、収集運搬用の車両は、江東区の車両基地を中心に塵芥車、平ボディー車等約50台を所有し、



計量管理状況

日常廃棄物のルート回収や粗大廃棄物のスポット回収を行っています。

＜リサイクル事業＞

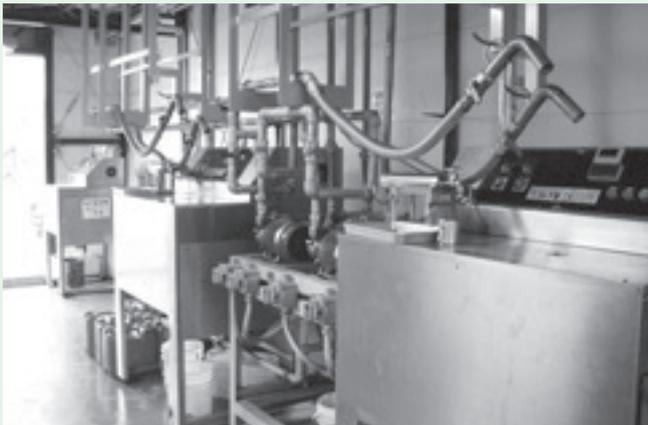
当社は自社工場や他社のご協力のもと、様々な局面で積極的にリサイクル事業に取り組んでいます。

(1)京浜島工場

東京都大田区の京浜島にある自社処理施設ではプラスチック、ペットボトルの圧縮梱包および「雑がみ」の機械的選別を行い、RPFや古紙のリサ



雑がみライン



BDFプラント

イクル、資源化の一端を担っています。特に2013年の夏に導入した「雑がみ」処理ラインは、この分野では日本で初めて光学式選別機を組み込んで、夾雑物の混じった古紙を選別しており、お客様の100%リサイクルのご要望にお応えすべく、積極的に提案活動を推進してまいります。

(2)BDFの製造

江東車両基地には、廃食用油を原料とするBDF(バイオディーゼル燃料)の製造プラントを設置、軽油代替燃料となる製品は自社の一部車両に利用するほか、ゼネコンの工事におけるCO₂削減対策(再生可能エネルギー)として外販もしています。

(3)生ごみリサイクル

食品残渣として排出される生ごみをメタン発酵処理し、発生したバイオガス(メタンガス)を利用する工場(東京都大田区城南島)を運営している(株)バイオエナジーに資本参加し、ビルの飲食店や社員食堂等から出る生ごみを工場に搬入しています。バイオガスを燃料として発電された電気は、FITにより売電されるほか、成分調整して都市ガスにも供給され、食品残渣の100%リサイクルに貢献しています。

<スポット事業>

お客様から不定期に排出される粗大ごみや機密書類の処理にも注力しています。

(1)粗大ごみの処理

ビルの解体やオフィス移転、レイアウト変更時

等にお客様から出る様々な廃棄物を回収、処理しますが、什器、備品、OA機器等でリユースできるものは買い取り、お客様の処理コストを低減します。

(2)機密書類の処理

機密書類の入った段ボールを施錠できる専用の車両で、厳格なセキュリティ管理を行っている製紙工場に搬入し、段ボールごと直接溶解により処理。もちろん100%板紙等にリサイクルされます。年間1,000トン以上の処理実績があります。

<コンサルタント>

ビルの廃棄物保管室の設計提案や適正処理支援のコンサルタントを行っていますが、昨今は特にPCB含有廃棄物(トランス、コンデンサ、安定器などの電気機器類)の適正処理に関するご相談が増え始めています。当社はPCB含有の有無・濃度の調査、行政手続きから適正処理のための業者選定、処理実施の監理等、お客様の適正処理をサポートいたします。

■経営理念と品質・安全管理

「人類の持続的繁栄のため、廃棄物・資源・エネルギー問題の解決に努め、お客様の満足と従業員の仕合せを目指す」ことを経営理念に掲げ、サービスの品質向上や安全管理を通してお客様に満足していただけるよう、経営トップ自ら毎月、現場パトロールを実施しています。

■最後に

冒頭にも触れましたとおり、当社は都心部を中心とした限られた市場で、収集運搬とリサイクルを主とした事業を展開しています。今後の新たな事業分野への展開にあたりましては、産廃振興財団「経営塾」メンバー企業の皆様との協業が重要なポイントになると感じておりますので、今後とも情報交換等お付合いを頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

No.78 2015年5月

廃棄物の適正処理とは何だろう

北海道大学大学院工学研究院 松藤敏彦

水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について

環境省産業廃棄物課 鈴木あや子

産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業について

カドミウムに関する廃棄物処理法の各種基準の見直し

環境省主催フォーラム/ワークショップ「創資源パートナー発掘フォーラム」

優良さんばいナビ「フリーワード&エリア検索」がスタート

調査研究 廃棄物堆積現場の低コスト斜面安定対策事例

平成26年度産業廃棄物処理助成事業 3社の事業へ助成決定!

都道府県の産廃対策 [シリーズ第17回] 福島県

平成27年度事業計画・収支予算

低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定

講習会

図書紹介 誰でもわかる!!日本の産業廃棄物

経営塾 平成27年度第12期生募集

経営塾OB会 収集運搬部門の勉強会・分科会(平成26年度)

経営塾OB会 平成26年度ワークショップ活動成果発表会

No.80 2015年11月

注目される日本の廃棄物対策

環境事務次官 関荘一郎

専務理事に就任して

財団専務理事 木下正明

追悼 当財団前理事長太田文雄

一般廃棄物又は産業廃棄物の輸出の確認に係る審査基準等の一部改正について

平成28年度予算 環境省概算要求について

支障除去等に対する支援に関する検討会報告書

調査研究 ISWA国際会議に参加して

都道府県の産廃対策 [シリーズ第19回] 鹿児島県

PCB使用安定器の適正処理・早期処理の推進

低濃度PCB廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について

第52回 産廃懇話会を開催

講習会

経営塾OB会 平成27年度第1回海外調査分科会

No.79 2015年7月

廃棄物処理の情報活用とIT化

明治大学法学部専任教授 新美育文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律について

環境省産業廃棄物課

プラスチック等が混入した弾性廃棄物地盤の力学及び環境特性に関する研究(中間報告・その2)

第51回 産廃懇話会を開催

都道府県の産廃対策 [シリーズ第18回] 茨城県

サプライズ!さんばいプライズ 平成27年度産業廃棄物処理助成事業募集

講習会

第10回理事会・平成27年度定時評議員会

経営塾 平成27年度第12期開塾

No.81 2016年1月

未来を見据えた廃り行政に取り組み

環境省廃棄物・リサイクル対策部長 鎌形浩史

産廃処理業の高度化・発展と地方創生

環境省産業廃棄物課長 角倉一郎

新たな時代に向け、事業の更なる充実を図る

財団理事長 樋口成彬

第22回 全国担当者会議開催

・不法投棄等支障除去事業

第14回 産業廃棄物と環境を考える全国大会

都道府県の産廃対策 [シリーズ第20回] 熊本県

第53回 産廃懇話会を開催

PCB廃棄物等に係る廃棄物処理法施行規則等の一部改正について 平成27年度補正予算、平成28年度予算について

第11回理事会

講習会

経営塾 平成27年度卒塾式

経営塾OB会 平成27年度施設見学会

『産廃振興財団NEWS』のバックナンバーは全て、当財団WEBサイト (<http://www.sanpainet.or.jp>) でご覧いただけます(PDF形式)。

私の住む愛知県豊橋市は人口38万人、有名な観光地はありません。しかし、私が豊橋人として誇れるものがひとつあります。それは東海地方に唯一となった路面電車です。正式名称は豊橋鉄道東田本線あずまだほんせんと言い、全長5.4キロメートルの短い路線ですが、「市電しでん」の愛称で親しまれています。

実は、今この市電がヒット企画を連発しているのです。そのひとつが「おでんしゃ」です。路面電車を改装し、先頭に赤提灯をぶら下げながら走る居酒屋を経営しているのです。中ではカラオケもOK。これが大当たりで遠方からのお客も多く、地元民も予約が全く取れません。

さて、少し真面目に、なぜ「おでんしゃ」がヒットしたのか考察してみました。①電車と赤提灯の組み

合わせによるレトロ感、②居酒屋にカラオケというド定番さ、③それらが何と電車の中にある意外性。この3点が非常に上手くミックスされているからこのヒットではないかと思います。

人間は物事を選択する時に「心が喜ぶこと」を無意識に選ぶ傾向があるそうです。つまり「おでんしゃ」は心を喜ばせることが出来る商品というわけです。この成功例を振り返り、改めて商品企画のあり方に気づかされました。機会がありましたら、ぜひ一度乗ってみてください。豊橋名産のちくわを中心とした温かなおでんが皆様をお迎えます。

株式会社明輝クリーナー 鈴木亮壺



閑話休題

心が喜ぶこと

経営塾8期生 鈴木 亮壺



編集後記

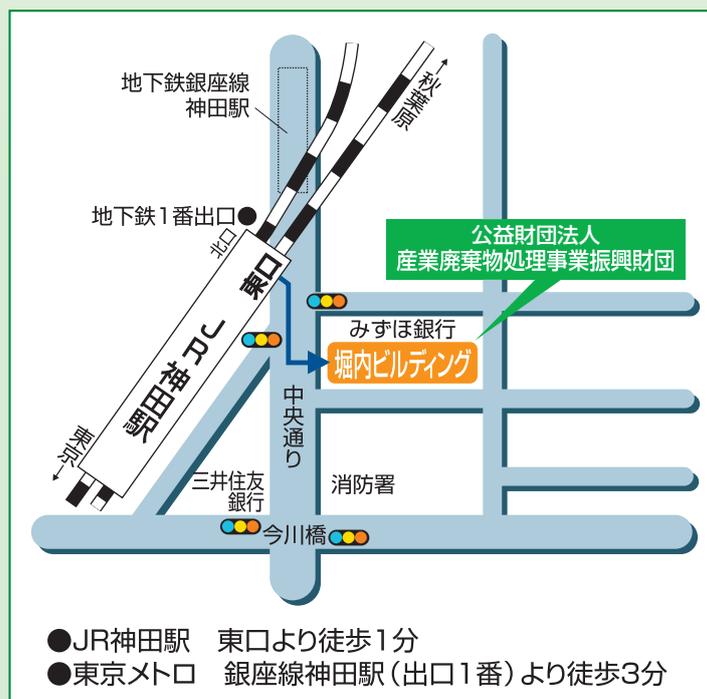
1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案には、肝を冷やされました。たった一人の悪質な事業者が引き起こした事案であっても、悪貨は良貨を駆逐するかのごとく、業界全体を揺るがします。地域社会との共存共栄を図るなど、関係者が地道な努力によって培ってきた信頼が、一つの事件を契機にいっぺんに失墜してしまうことは、他業界の例からいっても現実には起こり得ます。食品リサイクルは統計上は高い実施率となっているものの、なかなか売れる肥料にならないなど、多くの現場で苦勞されており、こうした現状も考慮に入れれば、極端な安値委託が不正に結びつきやすいことは容易に想

定できたのではないのでしょうか。今回の事案を契機に、処理事業者としてコンプライアンスの重要性をあらためて自覚する必要がありますが、適正な処理料金による委託なども含め、排出事業者に対しても様々な対応が課題にあげられることを認識することが求められていると思います。

G7伊勢志摩サミットが近づいてきました。今回のサミットでも昨年のG7サミットに続いて資源効率性が取り上げられるとみられます。資源循環がまさに地球規模での課題と位置づけられるようになってきたわけで、サミットや先立つ環境大臣会合において、具体的にどのような社会を目指して議論されるのか、注目

されます。今般、経団連では限りある資源を効率的に利用するため、資源循環の質に着目した取り組みの促進が必要であるとして、従来取り組む自主行動計画において、今後、個別業種ごとに資源循環の質の向上に向けた目標を設定していく方針を明らかにしました。排出事業者と処理事業者が手を携えて、循環型社会のさらなる進展に向けた取り組みを着実に進めていくことが期待されます。

今年度が新たな循環産業に向けて確実に一步を進める1年となるよう、当財団としても効果的、効率的に諸事業を進めてまいりますので、引き続きご支援、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。(K.I.)



産廃振興財団NEWS

2016.4 vol.24 No.82

発行日 平成28年4月28日

発行人 樋口 成彬

発行所 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号 堀内ビルディング 3階
TEL (03) 3526-0155 FAX (03) 3526-0156
URL <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

